

令和5年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（9月19日）

| | |
|--------------------------------------|----|
| 議事日程..... | 1 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 |
| 出席議員..... | 3 |
| 欠席議員..... | 3 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職員氏名..... | 3 |
| 職務のために出席した者の職氏名..... | 4 |
| 開会の宣告..... | 5 |
| 開議の宣告..... | 5 |
| 議事日程の報告..... | 5 |
| 諸般の報告..... | 5 |
| 村長挨拶..... | 5 |
| 会議録署名議員の指名..... | 7 |
| 会期の決定..... | 7 |
| 一般質問..... | 8 |
| 森 隆 之 君..... | 8 |
| 緑 川 茂 君..... | 11 |
| 北 條 利 雄 君..... | 14 |
| 森 田 重 男 君..... | 24 |
| 青 戸 義 之 君..... | 26 |
| 本 郷 弘 義 君..... | 28 |
| 遠 藤 貴 人 君..... | 31 |
| 報告第4号の上程、説明、質疑..... | 39 |
| 報告第5号の上程、説明、質疑..... | 41 |
| 議案第50号～議案第51号の上程、説明..... | 42 |
| 議案第52号～議案第60号の上程、説明..... | 43 |
| 議案第61号の上程、説明..... | 49 |
| 議案第62号の上程、説明..... | 50 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 議案第 6 3 号の上程、説明..... | 5 0 |
| 認定第 1 号～認定第 9 号の上程、説明..... | 5 0 |
| 監査報告..... | 6 1 |
| 議員派遣の件..... | 6 3 |
| 散会の宣告..... | 6 4 |

第 2 号（9月25日）

| | |
|-----------------------------------------|-----|
| 議事日程..... | 6 5 |
| 本日の会議に付した事件..... | 6 7 |
| 出席議員..... | 6 7 |
| 欠席議員..... | 6 7 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 6 7 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 6 8 |
| 開議の宣告..... | 6 9 |
| 議事日程の報告..... | 6 9 |
| 諸般の報告..... | 6 9 |
| 議案第 5 0 号～議案第 5 1 号の質疑、討論、採決..... | 6 9 |
| 議案第 5 2 号～議案第 6 0 号の質疑、討論、採決..... | 7 0 |
| 議案第 6 1 号の質疑、討論、採決..... | 8 1 |
| 議案第 6 2 号の質疑、討論、採決..... | 8 1 |
| 議案第 6 3 号の質疑、討論、採決..... | 8 2 |
| 認定第 1 号～認定第 9 号の質疑、討論、採決..... | 8 3 |
| 閉会中の継続調査申し出について..... | 8 5 |
| 日程の追加..... | 8 5 |
| 同意第 1 4 号の上程、説明、採決..... | 8 6 |
| 同意第 1 5 号の上程、説明、採決..... | 8 7 |
| 閉会の宣告..... | 8 8 |
| 署名議員..... | 8 9 |

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和5年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年9月19日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 4号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
報告内容の説明・審査結果報告・質疑
- 日程第 6 報告第 5号 専決処分の報告について(和解)
報告内容の説明・質疑
- 日程第 7 議案第50号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第51号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第52号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算(第4号)
提案理由の説明
- 日程第10 議案第53号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第2号)
提案理由の説明
- 日程第11 議案第54号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算
(第1号)
提案理由の説明
- 日程第12 議案第55号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
提案理由の説明
- 日程第13 議案第56号 令和5年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)

提案理由の説明

日程第 1 4 議案第 5 7 号 令和 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

提案理由の説明

日程第 1 5 議案第 5 8 号 令和 5 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

提案理由の説明

日程第 1 6 議案第 5 9 号 令和 5 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）

提案理由の説明

日程第 1 7 議案第 6 0 号 令和 5 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

提案理由の説明

日程第 1 8 議案第 6 1 号 村道路線の認定について

提案理由の説明

日程第 1 9 議案第 6 2 号 村道の路線認定の変更について

提案理由の説明

日程第 2 0 議案第 6 3 号 村道路線の廃止について

提案理由の説明

日程第 2 1 認定第 1 号 令和 4 年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 2 2 認定第 2 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 2 3 認定第 3 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 2 4 認定第 4 号 令和 4 年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 2 5 認定第 5 号 令和 4 年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 2 6 認定第 6 号 令和 4 年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 27 認定第 7 号 令和 4 年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 28 認定第 8 号 令和 4 年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 29 認定第 9 号 令和 4 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第 30 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9 名）

| | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 窪 木 浩 一 君 | 2 番 | 本 郷 弘 義 君 |
| 3 番 | 青 戸 義 之 君 | 5 番 | 森 田 重 男 君 |
| 6 番 | 森 隆 之 君 | 7 番 | 遠 藤 貴 人 君 |
| 8 番 | 北 條 利 雄 君 | 9 番 | 緑 川 茂 君 |
| 10 番 | 前 田 武 久 君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-----------|-------------|-----------|
| 村 長 | 宗 田 雅 之 君 | 副 村 長 | 鈴 木 大 介 君 |
| 教 育 長 | 阿久津 光 市 君 | 総 務 課 長 | 渡 邊 敬 君 |
| 職 代 理 者 | | 農 林 商 工 課 長 | 舟 木 正 博 君 |
| 住 民 福 祉 課 長 | 鈴 木 隆 寛 君 | 教 育 課 長 | 星 徹 君 |
| 地 域 整 備 課 長 | 齋 藤 利 己 君 | 代 表 監 査 委 員 | 森 洋 君 |
| 村 づ っ く り 推 進 室 長 | 矢 吹 かおり 君 | | |

會計兼
管理室長
鈴木千鶴子君
会管出納者

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 古館甚子 書記 我妻正紀

開会の宣告

議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第6回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

諸般の報告

議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長職務代理者、監査委員に出席を求めました。

次に、代表監査委員より例月出納検査結果及び令和4年度決算等審査結果の報告がありましたので、その写しを配付しております。

受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております請願・陳情等文書表のとおりであります。

出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

議長（前田武久君） これで諸般の報告を終わります。

村長挨拶

議長（前田武久君） 日程第1、村長より挨拶の申出がありましたので、発言を許します。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 皆さん、おはようございます。

このたびの選挙によりまして、村民の皆様のご信任を賜り、鮫川村長に就任しました宗田雅之です。

村長としての責任の重さと村政のかじ取り役としての使命を厳粛に受け止め、村民のために全力で村政運営に邁進していく決意であります。

今、村は、人口減少、少子高齢化、農家の担い手不足、空き家の問題、中心市街地の空洞化の問題など、多くの課題が山積しております。

特に、村を担う子供たちの減少は、今後の村を考えると、深刻に受け止めなければならない問題であります。そのためにも、子育て支援の充実に真剣に取り組んでいかなければなりません。学校給食の無償化、放課後児童クラブの充実、こどもセンター米飯給食の無償化など、保護者が安心して働けるような環境づくりは大変重要であります。

また、長年にわたり、村を支えていただいた高齢者の福祉対策と健康増進、そして安心して暮らすことのできる集合住宅の整備も大切であります。しっかりとこれらの対策を実施してまいります。

今年も、昨年に引き続きコロナ感染症が増えている中、高齢者の健康と生命を守ることを第一に、敬老会を中心といたしました村のため、家族のため、一生懸命働いてきた皆さんの恩に報いること、敬うことは、行政としても当然のことと思いますが、ご理解のほどをお願いいたします。また、交流人口・関係人口を増やすための村の一大イベントでありますうまいもの祭りもコロナ感染症拡大を受けて中止させていただきました。ご理解のほど、お願いします。今後も、村民の皆さんの生命と健康、安全を守ることを第一に、感染拡大の防止、村内経済と生活への影響を最小限にとどめるよう対策を講じます。

また、異常気象による災害、今回も浜通りを中心とした豪雨災害、これらに対するための対策のさらなる検討も必要であります。村も、いわき市の一日も早い復旧・復興を願い、人的支援であります5人の職員を派遣することとしております。

緑と清流に恵まれた自然豊かな村です。この地域に暮らす村民の皆さん一人一人が幸せに安心して生活できる安全な村、人と自然が共生する美しい村、地域資源を生かした新しい地域を創造する村、人々が協働する村を目指し、村政運営を行ってまいりますので、今後ともご協力、ご支援を承りますよう心からお願いしまして、挨拶といたします。よろしくお願

します。

議長（前田武久君） これで村長の挨拶が終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって

6番 森 隆之君 及び

7番 遠藤 貴人君

を指名します。

会期の決定

議長（前田武久君） 日程第3、会期の件について議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

6番（森 隆之君） 去る9月12日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和5年第6回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、決算案9件を含む村長提出議案25件です。このほか陳情書等2件は、鮫川村議会運営に関する基準第129条の規定により議員配付いたしました。

次に、一般質問ですが、7名の通告があり、いずれも通告どおり質問を許可するべきものと認めました。

会期については、本日9月19日から25日までの7日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月25日までの7日間と決定いたしました。

一般質問

議長（前田武久君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

森 隆 之 君

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

6番（森 隆之君） 6番、森でございます。

まず初めに、8月の村長選挙において新たに宗田雅之村長が誕生されました。改めてお祝い申し上げます。おめでとうございます。今後、村発展のため、私たち議員と一丸となり、ご努力されますよう切にお願いして要望とさせていただきます。おめでとうございます。

本来ですと、ここで村長の所信表明と公約の質問等するところでございますが、私のほかに、同僚議員がこの後質問されると思いますので、私のほうは、鹿角平観光牧場について質問させていただきます。

鹿角平観光牧場は、鮫川村を代表する大切な観光地でございます。その観光施設について2点ほどお伺いいたします。

1点目は、今後の整備計画と今年度実施予定の整備。

2点目は、今年のお盆の頃、鹿角平観光牧場が渇水したとの話をお聞きいたしました。施設の水源確保の状況についてもお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 森隆之議員の鹿角平観光牧場についての質問に対してお答えいたします。

議員ご承知のとおり、鹿角平観光牧場は、広大な草原と満天の星空などが訪れた人を魅了する本村を代表する観光地であります。特に、ゴールデンウィークや子供たちの夏休み期間中には多くの来場者でにぎわっております。

さて、1点目のご質問、今後の整備計画と今年度実施予定の整備についてですが、まずは今年度実施の整備から申し上げます。

今年度は、森林環境譲与税の活用により水路沿いに転落防止柵の整備を行い、7月7日に完了したところであります。既設の転落防止整備を行い、柵90メートルは防腐剤を塗り替え、新たに160メートルの整備を行いました。材料は、県産ヒノキ材を使用、施工は村シルバー人材センターに委託したことで、総事業費が44万円弱と安価に抑えることができました。施工しましたシルバー人材センターの迅速かつ丁寧な作業に感謝しているところであります。

次に、今後の整備計画についてお答えいたします。

村では、令和3年度に、鹿角平観光牧場の目指すべき姿を具体化した鹿角平観光牧場総合整備基本計画を策定し、整備の方向性や観光施設としての機能強化の方針を定めております。同計画には、オートキャンプサイトや林間キャンプサイト、アスレチックエリア等の新設のほか、老朽化している管理棟の建て替えなど、段階的な整備計画が示されております。

これらの整備に向けて、地方創生拠点整備交付金の活用を考えておりましたが、残念ながら採択とはならず、財源の確保が最大の課題となっているのが現状であります。整備には多額の費用を要するため、引き続き有利な交付金や補助金等を活用すべく、庁内各課等や関係機関と連携を図りながら、情報収集に鋭意努力してまいります。

次に、2点目の施設の水源確保についてお答えいたします。

今年の夏は雨が少ない状況が続いたため、お盆前の8月12日に貯水タンクの水位が著しく低下してしまいました。すぐに水を運搬し、貯水タンクに補充するなど、鹿角平観光センターの速やかな対応により水位は回復したと聞いております。

今後の対策としましては、来年度に向けて新たな水源を確保するための予算を計上したいと考えております。財源は、ふるさとづくり基金を活用させていただければと思います。来場者にご不便、ご迷惑をかけることのないよう水源確保については優先的に改善を図ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、6番、森隆之議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番（森 隆之君） ありがとうございます。今後の整備計画、今年度の整備、改めて確認させていただきました。大変残念なことに、充てにしていた財源が通らなかったということで、財源確保に苦労されることだと思っております。

ただ、鹿角平は皆さんの集まる憩いの場、鮫川が一番売りにしているところでございます。

今、空前のキャンプブームでございまして、鮫川村の鹿角平にも毎日1組、2組、週末になれば五、六組のキャンパーが訪れております。

私、1点要望したいのは、キャンプに来る人は、もちろんあそこの芝生の上でキャンプテントを張って、キャンプをするわけですが、やっぱり家族連れで来ますと、テントを張って、あそこで皆さんと一緒にわいわいやるということは、ちょっと距離が近いものでございまして、小さい子供さんがいると迷惑になるんじゃないかなと。あと、自分たちのプライベート空間があればいいかなということで、今、反対にはやっているのはオートキャンプ場ですか、車で行って、その場で車の隣にテントを立ててキャンプをするという、そういうのはやっていますので、できれば南側のそり滑りをやっていたゲレンデの下のところに林みたいなのところがありますので、あそこのところにちょっと場所を確保していただいて、車で直接入ってオートキャンプができるような施設、これだったらあまり財源はかからないと思いますので、ちょっと道の整備と、あと木を切りまして平らな場所の確保だと思いますので、それを考えてみてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

議長（前田武久君） 村長。

村長（宗田雅之君） 私もオートキャンプは多くの方からご意見を頂戴し、このたびも村長選に、ある国会議員さんのほうからご意見を頂戴しました。その資料も後で提供するというお話でございます。私もやっぱり交流人口・関係人口を図るためには、ああいう施設の充実は大なるものがあると思いますので、前向きに議員共々推進していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番（森 隆之君） ありがとうございます。村長もある程度、考えは私たち議員と同じ考えということで、今後、実現に向けて職員一丸となって整備のほうお願いしたいと思います。

あと、もう一点なんですけれども、水源、これ電気と水が一番、人間が生活していく上で大切なものでございます。鹿角平、度々湯水があった、水のちょっと出が悪いんだよという話は聞きますので、これは、水源というのはやっぱりお客さんが来てもらうときに、水が豊富でないと来ていただけません。トイレも使います、飲み水にも使います、なので新たなところをボーリングして、計画的に費用を投入してやっていってよろしいんじゃないかと私は思うんですけれども、村長の考えはどうでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 全くそのとおりでございます。あそこは高地にあるため水の出が悪い、

これは前からご承知のとおりであります。そこで、ボーリング、これも大変大事な施策だと思えます。あの近辺に、今いなくなりましたけれども、セヤさんという方の家があります。あの近辺を一回ボーリングしてみて、水が出るか出ないか確認して、検討をしたいと思っております。私は、下から上げる方法も一時は考えたんですけれども、距離的に考えて、ちょっと難しいという思いでありますので、今、森議員が言ったとおり、ボーリングが一番の得策だと思えますので、その方向で進めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番（森 隆之君） 早急に予算を組んでいただいて、来年度計画にはなるかとは思いますが、もう決まったことに対してはすぐ取りかかってやっていただきたい。

今回、村長が新しくなりまして、要望等、そういうのがあったらスピーディーな対応をしますということなので、ぜひとも皆さんで知恵を出し合って、今、言ったボーリング、水の確保、またオートキャンプ場の整備、設置、それをぜひともお願いして、簡単ではございますが、私の質問と代えさせていただきます。ありがとうございます。

緑 川 茂 君

議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

〔9番 緑川 茂君 登壇〕

9番（緑川 茂君） 9番、緑川茂でございます。

まずは、このたびの村長選挙に当たり、ご当選をされました宗田村長には心よりお祝いを申し上げます。新たな村政運営を担いたいと訴えてきた強い決意が広く村民に支持され、宗田村政に対して大きな期待をされている結果であるものと思っております。今後のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、本村は少子高齢化が進み、人口減少対策など、課題が山積をしております。こういった状況の中で、宗田村政がスタートいたしました。もちろん我々議決機関といたしましても、村民の豊かな生活を願い、我が村をよくしたいという思いは皆同じでありますので、執行機関と議論を重ねながら、住みよい村をつくるために力を合わせて取り組んでまいりたいと思えます。

そこで質問であります。村長になられての抱負と宗田村政が描いている今後の村づくりのための政策について伺いをいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 緑川茂議員の1つ目、村政の所信についてのご質問にお答え申し上げます。

村づくりは人を育てること。大谷翔平が覚醒した元北海道日本ハムファイターズの栗山監督によると、日本資本主義の父と言われた渋沢栄一の著書「論語と算盤」を実践すれば、どんな組織も強くなるの教えを基に、人の話に耳を傾けられる人が結果を出す。押しつけないで選択肢を提示するのが指導者、人が喜んでくれるのかを軸に考える、指導者に必要なのは思考の素振りだ。適所に人を置き、その場所で個性を磨くことなど、数多くの実践を通して、チームづくり、人づくりをして、WBCで優勝を達成させた監督であります。

現在、村は少子化に伴う将来を担う子供たちの減少、高齢化による防犯、防災の対応の問題、就農人口の減少による田畑の荒廃の対応、村づくりの核とならなければならない中心地の空洞化に伴う空き家の対応など、問題が山積しており、様々な判断が求められる中で一つ一つ丁寧に、村民の声、気持ちを第一に考え、議会、職員と一緒にこれらの対策、対応を進めていきたいと考えます。

職員には、住民サービスのプロとしての意識を持って村民のために働いていただきたい。また、意欲のある職員の芽を摘まないよう各課のヒアリングを行うなど、様々な意見に耳を傾け、ボトムアップの体制をつくっていききたいと考えております。

さらに、さきに紹介しました栗山監督の実践しました「論語と算盤」を参考に、組織の在り方、指導者としてのありようを検討していききたいと思います。

以上、9番、緑川茂議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） ありがとうございます。村長の村政運営に当たっての強い意気込み、栗山監督の言葉などを交えながら分かりやすく話されました。強い意気込みと決意表明をお聞きいたしまして、大変心強く希望の持てるものであると感じました。

宗田村長のリーダーシップにより、誇れる村づくりをされることを期待したいと思っております。

次の質問は、子育て支援策についてであります。

先ほどの挨拶の中にもありましたが、人口減少対策の一つとしまして、子育て支援を充実させる施策が必要であると思っております。親の負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えることは、若者世代の村外への流出防止のためにも大変重要なことでもあります。

そこで、村長が公約に掲げられました学校給食費の無償化について、実施時期などを含めまして、具体的にはどのように考えているのかお伺いをいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の2つ目、子育て支援策についてのご質問にお答えを申し上げます。

国は、今年3月31日に、「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を発表し、給食費の無償化に向けて給食実施率や保護者の負担軽減等、実態を把握しつつ課題の整理を行うことを打ち出しました。

村は、年々人口減少が進み、特に若者の村外流出が多く見られる中、少子化対策は緊急の問題であり、早急な対応が迫られているのが現状であります。そのためにも、子育てしやすい環境づくりは大変重要であるとの思いで、今回、選挙戦の公約の中で給食費の無料化を提案したところであります。将来を担う若者の村外流出は、村の存亡に関わる大きな問題でありますので、子育て支援の一環としての給食費の無償化は、こどもセンターの米飯給食の無償化を含めてスピード感を持って対応したいと考えており、今定例会に提案しました一般会計補正予算学校給食センター特別会計補正予算におきまして、関係予算を計上しておりますので、ご審議をいただきたいと思っております。

以上、9番、緑川茂議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） 今、村長の答弁は早急にというようなことでございます。

この無償化に伴う費用は幾らぐらいになるのか、それと、その財源はどうするのかお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 財源は、予備費のほうから充てたいと思っております。

あと、費用に関しましては、5万何ぼ、1日当たりだと思っておりますが、詳しい数字は教育長に答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 教育長職務代理人、阿久津光市君。

〔教育長職務代理人 阿久津光市君 登壇〕

教育長職務代理人（阿久津光市君） 令和5年度給食費無償化に伴う計画計算書というのがありまして、合計で203万1,600円が給食費の給付金になっております。

議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） これは、こどもセンターの分も含めてということになるわけですか。

議長（前田武久君） 教育長職務代理人、阿久津光市君。

教育長職務代理人（阿久津光市君） 鮫川中学校、こどもセンター全額の費用でございます。

議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） 分かりました。公約されたことが、早速実施に向けて進められるということでもありますので、その迅速な対応は大いに評価できるものであると思っております。村長が掲げられた公約を一つ一つ実践していただきまして、村民のご期待に応えられるよう希望いたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（前田武久君） 副村長。

副村長（鈴木大介君） 副村長の鈴木でございます。

今の職務代理人からの回答について、私のほうから補足させていただきます。

まず、学校給食費なんですが、予算書上は230万2,000円となっております。これは小・中学校の給食費の無償化に伴うものでございます。このほかに、こどもセンターの米飯給食の無償化につきましては、27万9,000円を予定しておりますので、合計で合わせて約260万という予算を計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

9番（緑川 茂君） 分かりました。ありがとうございました。

北 條 利 雄 君

議長（前田武久君） 次に、8番、北條利雄君。

〔8番 北條利雄君 登壇〕

8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

今般の9月定例会に一般質問をさせていただきます。

新たに、村長に就任されました宗田雅之村長の基本理念と政治姿勢について伺います。

村長選挙において村づくりの政策を掲げられ、鮫川村長に当選されました宗田雅之さんに改めて心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

今般の村長選挙はお二人が立候補され、本村を二分する激しい論戦を行った二者択一の選挙でございました。村民の皆様が判断されました村長の職責は大変重く、同様に、村長の職責に対する責任も大変重いということでございます。

村長は議員在職も長く、我が村が抱える課題も問題も知り尽くしておられる方でございます。我が村が、持続可能的に成長していける将来に向けた展望を切り開く手腕にご期待したいと思います。お体に留意され、トップリーダーのかじ取りとして確かな村政運営に臨んでいただきたいと思ひます。

さらに、敗れはしたものの現職としての政策議論を村民の皆様に関根政雄さんにも、感謝申し上げます。

今般の定例議会は、村民の皆様が注目する議会でございます。村長が選挙の中で掲げられましたマニフェスト（公約）がどのように実行され、具現化されていくのか、さらに村政運営に対する基本理念と政治姿勢などについて、これから伺ってまいります。

まず1つ目でございます。

「真実一路」を掲げられた基本理念と根拠内容についてであります。真実一路は、うそ、偽りなく、ひたすら真心で尽くし通すこと、誠実な生き方の形容であります。真実は率直で誠実なこと、一路は一筋の道のことで、ひたすら真っすぐの意でございます。村長が真実一路のこの言葉に託される思いをお伺いいたします。

次に、2つ目でございます。

「誠実・実行」、村民の期待に必ず応えんとした「5つの施策」の詳細と具現化方策であります。内容は大きく枠組みがなされております。子育て支援の充実、高齢者の長寿を支援、中心地の活性化、里山景観の維持、行政区への財政支援策の充実の5つでございます。

これらを具現化するために、短期・中期・長期の計画が必要であります。さらに、厳しい本村の財政力からして、財源措置の確保も重要であります。本村の総合戦略などとの整合性や見直しをしなければならない施策もございます。村民の皆様のご期待に必ず応えんとした、実現する具現化方策とその方向性をお伺いいたします。

次に、3つ目でございます。

村長を支援されました後援会組織（政治団体）の公職選挙法並びに政治資金規正法の法的手続についてであります。後援会活動を名目として、政治家の知名度上昇を中心とした政治活動を後援活動と重ねていくことが、選挙対策の上でも重要になってくるものでございます。さらに、政治資金規正法がございます。政治活動を伴う政治資金の規正を通して、政治活動の公明と公正を確保しようとするものでございます。村長を支援されました宗田雅之後援会は、これらの届出や手続が出されておられるのか、事実確認のためお伺いいたします。

次に、4つ目でございます。

宗田雅之後援会組織（政治団体）から告示前から配布投函されました8項目記載の後援会討議資料などについてお伺いいたします。

宗田雅之後援会から後援会討議資料が告示前に3種類、告示後には、鮫川村選挙管理委員会発行の証紙が貼られた配布物をお届けいただきました。私自身は、今回、立候補されたお二人の後援会の会員ではございません。しかし、二者択一の選択をする上で貴重な資料でございました。さらに、暑い中、知人、友人からお届けされた大切な配布物でございます。厚く感謝しなければなりません。

この配布物の中で、最初にお届けいただいた宗田雅之後援会討議資料、8項目が記載された配布物がございます。文言と内容に衝撃を受けたことは事実でございます。村のトップリーダーとなられた今、ご自身の後援会から出された、この後援会討議資料をどのように総括をなされ、解決や改善の方向性を持っていらっしゃるのか、お示しになれるのかお伺いいたします。

以上、4つについて村長からご答弁をいただきます。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の新村長の基本理念と政治姿勢についての4点の質問に対してお答えいたします。

まず、1つ目のご質問、「真実一路」を掲げた基本理念と根拠内容についてお答えします。

自分の気持ちに偽りなく真実に、生まれ育った村を守りたいとの考えと、このすばらしい里山、自然環境を後生に残してやりたいとの思いで「真実一路」を掲げさせていただきました。今後も将来に確かな方向性を定め、地に足をしっかりとつけて村づくりに邁進したいと考えています。

次に、2つ目の質問、「5つの施策」の詳細と具現化方策についてお答えいたします。

施策1つ目の子育て支援についてです。

9番、緑川茂議員の答弁と重なりますが、今、少子化に伴い年々子供たちの数が減少し、地域によっては、子供たちの声が聞こえない状態になっているのが現状であります。将来の村を担う子供たちの減少は、村の存亡に関わる問題であります。そのためにも、子供たちや子供たちを扶養する親御さんたちが、物価の高騰や職場の処遇により生活が大変な中であっても、安心して暮らすことができるためには、給食費の無償化や放課後児童クラブの受入れ体制の整備は重要であります。一人でも多くの子供たちや親御さんの方に村に住んでいただ

けるよう、子育て支援の強化を図っていきます。

次に、施策2つ目の高齢者の長寿の支援についてです。

健康寿命の秘訣は3食をきちんと取ること、睡眠をよく取ること、適度な運動をすることだと言われています。ゲートボールやゴルフは、高齢者が楽しく仲間と運動をして、健康を維持するには最適なスポーツであると思います。長年、村を支えてきた高齢者の恩に報いるためにも、施設の整備、充実を図ることは大事であります。

また、昨今の社会情勢の変化の中で、防犯・防災の問題も大きく取り上げられております。このような中で、親御さんと離れて暮らしている子供、孫さんにとっての心配は絶えないと思います。子供、孫が安心して働いていただくためにも、それらの支援策として集合住宅の整備も必要であると考えます。

次に、施策の3つ目の中心地の活性化です。

村の核となるべき中心地の活性化は、大変重要な施策であります。現状の中心地は、高齢化による空洞化が進み、空き家が多く散見され、このままの状態を放置しておけば、ますます空洞化が進むものと考えます。そのための対策、中心地ににぎわいを取り戻すための施策が重要であります。

まず、第一には、さぎり荘を核にした景観の整備、周辺にある紅葉は寒暖差が高いため、美しく紅葉し、多くの集客が期待できます。そこに、100本、200本のモミジを植栽することによりすばらしい景勝地ができます。人はどんな田舎でもおいしいもの、美しい景観があれば集まり、交流人口の拡大を図ることができます。人が集まれば「手・まめ・館」での農産物、加工品の拡販も期待できます。さらには、さぎり荘の利用客の増加など、中心地の活性化の起爆剤になるものと考えます。あわせて、中心地に、子供から高齢者が日頃の疲れを癒すための公園を設置することにより、より一層にぎわいが増すと思います。

次に、施策4つ目の里山景観の維持についてです。

村では年々高齢化が進み、田畑の荒廃、道路周辺の雑草などの草刈りはますます大変さが増してくるものと考えられ、そのためのシルバー人材センターの存在は大なるものがあると思います。特に、真夏の暑い中の作業には、一村民としても頭が下がる思いです。人は働いた対価、仕事に合った対価が必要であり、現状の対価の検討も必要ではないかと思えます。

次に、施策5つ目の行政区への財政支援策の充実についてです。

村を守るためには、人と人とのつながりが一番大事です。行政区への財政支援を充実させ、区民の身近な行事、活動を支援します。

以上をもちまして、北條議員の2つ目の質問の答弁とさせていただきます。

次に、3つ目の質問、後援会組織の公職選挙法並びに政治資金規正法の法的手続につきましては、適正に処置したいと思えます。

次に、4つ目の質問、告示前に配布投函された8項目記載の後援会討議資料についてお答えします。これは、後援会村民の皆様にご現状を知っていただくため出させていただいたものです。それでは、1つずつ順を追ってお答えします。

まず、8項目の1つ目、「手・まめ・館」についてですが、食堂のマスターと、そこに関わる職員の問題で食堂はしばらく休業、マスターを採用したのは当時の運営協議会の会長であります。「手・まめ・館」の初期の目的は、地元の農産物の販売、それを加工したものの販売など、そしてその農産物を利用しての食堂の運営であったと思えますが、それができていなかったのが現状であり、職員間の問題により休業していたのも村民が知るところです。食堂が休業すれば、農産物の売上げの減少につながります。また、食堂を利用した方が併せて、「手・まめ・館」の販売ブースに寄ることにより売上げが伸びますが、今回、食堂の休業により売上げの減少は大なるものと考えられます。

また、新たな食堂経営者募集に当たっても、議員ご承知のとおり、全く話がなく、豆新聞によって分かった状態であり、村外の業者に貸したものです。

次に、8項目めの2つ目、ほっとはうすについてですが、こちらは令和4年3月議会における当座多数の議員の賛成で現経営者に貸付けたものです。北條議員も賛成したと思えますが、議員の皆さんも現状を確認してご承知のとおり、雑草に覆われ、施設の中も掃除が行き届いていない、また滞在しているのか分からない状態、さらには議会が繰り返し経営改善を指摘しても放置している状態です。令和5年6月議会、前田武久議員からも質問がありました。

次に、8項目めの3つ目、放課後児童クラブ及び給食無償化と、4つ目、村中心部の活性化についてですが、掲載された内容のとおりであり、議員もご承知のとおりかと考えます。

次に、8項目めの5つ目、環境公社についてですが、令和2年3月議会、私、宗田雅之も議員質問、令和4年6月議会、前田武久議員質問、令和5年6月議会、前田武久議員質問の村長答弁により確認をお願いします。

次に、8項目めの6つ目、農地災害復旧工事についてですが、北條議員も役場の職員であったので、起債についてはご存じかと思えますが、市町村農地災害復旧事業の補助率の資料を後で提出しますので、確認ください。

次に、8項目めの7つ目、議会軽視、村民軽視についてですが、令和4年3月議会、前田武久議員質問の確認をお願いします。

次に、8項目めの8つ目、村役場及び村職員についてですが、これは村民が受けている印象であります。

民主主義の選挙は、互いに政策を提示し、審判を受けるのが根底にあるものと考えます。前回の村長選挙であった怪文書などによる有権者を惑わすもの、今回の村長選挙での何の根拠もない誹謗中傷は、民主主義を尊ぶ国民、村民の恥であると考えます。

以上、8番、北條議員の質問に対するお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 8番、北條議員、質問の前に、大分温度も上がってまいりましたので、議員の方、質問台に立つ以外、上着の着脱を許しますので、どうぞ上着を脱いでください。

それでは、8番、北條議員。

8番（北條利雄君） ご答弁ありがとうございます。

まず、1つ目でございます。「真実一路」。村長がこの基本理念、これから運営していく中で、確実に基本として考えて鮫川村の村政を担っていくことだと思えます。しっかりとこの「真実一路」を守っていただいて、村政を進めていただきたいと思います。

次に、2つ目、「誠実・実行」、村民の期待に必ず応えんとした「5つの施策」でございます。これらを具現化するために、先ほど質問しましたけれども、短期・中期・長期の計画が必要なものもございます。それは、村の財政力からして財源措置の確保が重要であります。それと、お答えいただけませんでしたでしたが、本村の総合戦略との整合性、見直しをしなければならぬ施策もございます。この総合戦略との関係性をどうしているか、もう一度、村長にご答弁をいただきます。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） まず、村を存続するには人口減少策が、最大の施策であります。その手当て、予算、これは国の補助事業、あとは財政調整基金などの利用も考えております。

以上です。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） 財政調整基金を利用してやるということですが、財政調整基金もそんなに多く積立てしているわけじゃ私はないと思っているんです。それを利用して、一部の施策には充てることも可能だと思うんですが、村長が掲げた5つの施策の中で、基金だけで賄

うことはできない、当然、国・県の補助も見つけなきゃならないというのは当たり前です。だけれども、やはり村の財政を執行する上では、短期にしる、中期にしる、長期にしる、財政計画が必要であります。これらをきちんと考えない施策というのは、やはりあり得ないと私は思います。その辺の国・県との対応できる財政措置をやられるのかどうかお話しいただきたいと思う。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） もちろん、そういう計画を立てることは、これ十分承知の上で出しております。これは職員、議員、互いに相談しまして、それらの対策に充てていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） それと、村の総合戦略がございます。当然、村長もご存じだと思うんですが、その総合戦略、どのようにその中に施策として見直しをするのか、その辺の考えは今どのように思っているかお話しいただきたい。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 何度も申しますように、村を守り後生につなぐのには、今いる住民、そしてこれからつながる人たち、これらに対する支援なくしては今後の村づくりにはなりません。これは、あくまでも第4次振興計画の人づくりという中に充てて、私はやりたいと思っていますのでよろしく願います。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） 村の振興計画は、総合戦略の中にまとめられておりますので、振興計画は今運用されておりません。やはり村の基本となる計画は総合戦略であります。ここをやはり村長が考えている施策を実現する上では、今やられている総合戦略も含めて見直しが必要だと思います。それをぜひやっていただきたい。いかがですか、村長、もう一度。

議長（前田武久君） 村長。

村長（宗田雅之君） よく見直しを図って、議員の皆様と職員の皆様と相談して、今後進めていきますのでよろしく願います。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） 総合戦略、短期・中期・長期の計画は当然必要だし、財源措置も必要であります。これはぜひ大変ですが、しっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、3つ目の後援会組織の政治資金規正法関係の再質問でございます。

現行の法制下での後援会組織には、数々のメリットがございます。例えば、後援会広報紙、活動を広く知らせる際は、個人的な広報紙活動となると厳しく処罰されます。内容も制限されます。何よりも、発行自体に対して厳しい制限が課されております。これが後援会広報紙になると、後援会活動に関する記述に関してはフリーに近いものがございます。これを利用して、候補者の知名度アップを図ることができます。実際の後援会では、選挙のための基礎固めとして目的を持った活動を行うこととなります。政党や政治団体の設立届など、一定の届出義務が課されております。政治資金の収支の状況を国民の前に、村民の前に公開し、さらに政治資金の授受について、量的・質的側面から制限を設けるなど、数々の規正措置が講じられております。ガラス張りの政治を目指すことが目的とされております。

政治団体などの種類や定義もでございます。規正法の定める政治団体には、本来の政治団体と政治団体とみなされる団体の2種類がございます。特定の公職の候補者となろうとする者、現に公職にある者を含みます。これらを推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体、いわゆる後援団体、後援会がこれに該当いたします。

村長選挙などの後援会設立の届けは、鮫川村選挙管理委員会ではございません。福島県選挙管理委員会、鮫川村の場合は白河市にございます県南地方振興局となっております。私も設立届の確認をさせていただきました。届出がなされておられません。さらに、県内、特に市町村の首長選挙の際は、後援会組織を持たない方もおられますが、後援会の設立届がほぼなされております。対立候補として敗れました関根政雄後援会もなされております。宗田雅之後援会が、なぜこのような届出や手続が出されていないのか理由は分かりかねますが、これを踏まえ、今後の処置や対応をお示しいただきたく再度お伺いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 繰り返しますが、適正に処置します。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） 適正に処置しますということは、後援会設立届出をやって、政治資金規正法ですから、収支報告もされるということでしょうか。いつ頃される予定だか、今、考えていることをお話しいただければ。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 繰り返して申し訳ございませんが、適正に処置したいと思います。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） 政治資金規正法ですから、これはきちんとやられていないということ

なので、きちんと処置して、今後、村長は最低1期4年間は務めることとなります。当然、今、組織された宗田雅之後援会は存続されると思います。きちんと届出して、村長を支援される後援会をやはり届出をして、国民の前、村民の皆さんに公開する、これはぜひやっていただいて、基本中の私は基本だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど言ったとおり、政治活動の公明の確保とは何かということです。もう一回、確認させていただきます。

政治資金、これを公開することで、政治活動の実態を国民の前や村民の前に公開して、言わばガラス張りの中において、不断の監視と批判の下に置くことによって政治活動の公明を確保するという事です。

2つは、政治活動の公正の確保です。これは、政治資金の授受を量的・質的に規正することで、積極的に社会的・倫理的な正義の実現を期することにより、政治活動の公正を確保することです。当然、後援会活動をやっている場合は、国会議員であれ、県会議員であれ、首長であれ、個人の政治家であれ、後援会を持つ場合は必ず手続をやることとなります。これ基本中の基本であります。ぜひこの趣旨を早急にやっていただきたいと思います。

次に、4つ目の8項目記載の後援会討議資料の再質問でございます。

村長も私もこれら全ての行政事務事業に関わりを持ち、議論を行い、指摘も提言も行い、その結果が、賛成や否決の議会判断がその都度なされてきたものばかりでございます。議員であっても、村民の皆様であっても、議案に対する見方も考え方も異なります。それぞれの立場も理解度や認識も異なります。議会での判断の結果は事実であることも、異なることも、解説もできるものでございます。

ただ、残念なのはここの文章の内容の中で、表現するのは自由ではありますが、誹謗や中傷とも取られる文言が並んでいたことでもあります。さらには、職員への意欲や働きがいまで及んでいることでもあります。これから村長が指揮監督される大切なスタッフ、職員でございます。本日も庁内放送を通じ、お聞きになられておられます。多くの村民の皆様が傍聴されておられます。職員の訓示もされたとお聞きしておりますが、再度この場を通して、村長の思いをお話しいただければと思います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） お答えします。

私はこの村に生まれて72年になります。この村が大好きで大好きで、この村を守りたいという思いで、今回、出馬させていただきました。この村の現状、これはこの状態では村が大

変だろうと、そういう思いで言葉も語気も強くなったかしれませんが「真実一路」、こういう村づくりでは大変だろうと、その思いでこういう文章を出させていただきました。ただ、言葉も語気もそういうところもあると思いますが、ただ、これは現実であると。これ、北條議員も議会だよりで確認できると思いますけれども、議会だより、私も北條議員も議事録も村にあります。これは、うそか本当か、私はここに議会だよりも全部これ提出しろといえは出します、これが現実です。私は、何もうそ偽りも言っておりません。

ただ、私が残念なのは今回の選挙です。選挙中にあることないことを、私は全然身に覚えもないことを堂々とインターネットとか何かで誹謗中傷をする。現在もそれは続いています。ある若い子に私は言われました。弁護士を立ててきちんとやれば、発信元はすぐ確認できるんですよと、そういうお言葉も頂戴しています。ただ、私はやりません。これだけ人口減少が続く中で、村を二分にしてまでそういう作業はやりたくない、そういう思いで私はその訴えはやっておりません。また、学校の中まで、親、子供とお話が流れて、学校の中でもそんなお話をしている。そういう誹謗中傷は、私はもってのほかだと思います。村をよくしたいという思いのある方ならば、ぜひともそういう誹謗中傷はやめていただきたい。そういう思いで「真実一路」もあると思います。よろしくをお願いします。

議長（前田武久君） 8番、北條議員。

8番（北條利雄君） 今、その誹謗中傷も含めて、村長お話ししたとおりにやられているのかなとは思いますが、私はそういうのは当然、違法なものはきちんと村長がやっぱり対策を取るべきだと思います。

それと、先ほど、村長が8項目の何か所かご答弁いただきましたけれども、議会の中の録音を私たちも村長もされているやつが当然、議事録に載っておりますけれども、賛成、反対の一人一人の議員たちの物の見方、考え方というのは違うんです、賛成にしる、反対にしる。村長はそう思っているかも、私は違うかも分からない。だから、判断が下されて、賛成多数で通ったり否決されたりするわけですよ。それは反対したから、賛成したからの問題じゃないと思うんです。それは、個々人の議員がその場で判断したものであります。これは誰も否定できません、そのとおりですよ。

それと、この8項目、私は村長と考え方がちょっと違うので一つ一つ反論をしたいのですが、この場を借りて反論はいたしません。だけれども、例えば農地災害、前の村長もやられたと思うんですが、大きな災害をされて、その対策をやられたと思うんですが、国の補助制度を利用しないという話がございますけれども、違うんです。ほかの大規模災害であっても、

ほかの市町村とほとんど遜色ない補助率を出してあります。さらに、小規模災害、要するに激甚災害に含まれない、そういう災害まで鮫川村は救っているんです。それも補助率を50%だったのを80%に引き上げ、さらに工事費2万円からですよ。2万円からの工事費を要件として、農家支援をしているわけです。そういうことも、私は反論したいのですが、そこは宗田村長と私の考えは違うわけです。だから、私は、ただこれ村長とやり取りしてもしようがないので、この場ではいたしませんけれども、一つ一つ私は村長の考えと全く別物で、反論もできます。だけれどもここではやりません。

しかし、議会軽視であるか、村民軽視されているのかということじゃなくて、軽視じゃないと思うんです。それが議会で賛成、反対されたとしても、私たちはそれを執行部から提案され、聞いて判断されているわけですよ。これは軽視にはなりません。それは個々人の議員の判断であります、全く違うと思います。それは、私そのものは軽視されているとはさっぱり思いません。それを軽視というのはいかがなものか。一つ一つやっちゃうと、時間が過ぎちゃうのでやりませんけれども、機会があれば村長とこの公式の場で議論させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

村長が先ほど所信で、同僚議員に所信も含めて冒頭でもご挨拶されましたけれども、本当に我が村が抱える課題、問題も多くございます。これらを解決して前進させること、確かな村政運営をしなければなりません。私も宗田村長にご期待申し上げたいと思います。私も、これから議員としての立場から政策提言も行いますし、指摘も行います、しっかりさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

森 田 重 男 君

議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

〔5番 森田重男君 登壇〕

5番（森田重男君） 5番、森田重男です。

質問いたします。

犯罪被害者に対する見舞金制度について。福島県では、犯罪被害者を支援する特化した条例を昨年4月に制定した。国の犯罪給付制度とは別に、犯罪被害者に見舞金を支払う制度が徐々に広がっている。条例を制定した市町村は、4月1日現在では17市町村あるが、条例ではなく、見舞金交付要綱を定めた市町村は4市町村になっており、県内で21市町村が条例や

要綱を制定している。

本村においても、条例、要綱等を制定すべきと思うが、村長の考えを伺う。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 5番、森田重男議員のご質問、犯罪被害者に対する見舞金制度についての質問にお答えを申し上げます。

本村におきましては、平成10年7月、犯罪被害者への多様なニーズに応えるため、被害者支援に関わる関係機関、団体で構成する県レベルの福島県被害者等支援連絡協議会へ参画し、関係機関相互間の情報交換、広報啓発活動を推進しております。

村では、被害者等支援総合的対応窓口を住民福祉課内に設置しており、総合的に対応できる体制をとっております。

犯罪被害者に対する見舞金制度であります。議員ご指摘のとおり、村では条例や要綱を制定しておりません。郡内では、棚倉町、塙町で犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等が受けた被害の回復、または軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とし、見舞金、転居費用を助成する体制を整えております。誰もが犯罪に巻き込まれ、被害を受け、またその家族なども同じように苦しみ、さらにはいわれのない誹謗中傷などの二次被害に遭遇することはあり得ます。

国は、平成16年、犯罪被害者等基本法を制定し、福島県は令和3年度、犯罪被害者等支援条例を制定しました。基本法は、犯罪被害者が被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられるものとしています。市町村なども、基本理念にのっとり国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有すると定めております。

村の現状を申し上げますと、被害者等支援総合的対応窓口を設置しておりますが、相談は全くない状況にあります。しかし、村民に、いつ被害者となる事案が発生するかもしれないことを踏まえ、県の条例に即して役割を果たす考えであり、被害者の方々などへの居住支援、見舞金制度の創設に向けた検討を行うなど、被害者に寄り添った支援に努めてまいります。

以上で、5番、森田重男議員の1つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

5番（森田重男君） 再質問いたします。

国の給付金制度は受給まで半年以上かかるが、現条例では居住地の市町村に申請すると、早ければ1か月で見舞金を受給できる見込み。県は見舞金の金額を死亡60万、重傷者30万、軽傷者20万を想定し、市町村条例に盛り込んだり交付金を定めることで、犯罪被害者に見舞金を届けられる。近隣の町村では、棚倉町、埴町、西郷村が条例を、古殿町では交付金要綱を定めておるが、本村でも定めるべきと思うがいかがなものか。村長、答弁をお願いします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 詳しいことは、住民福祉課長に説明させます。

議長（前田武久君） 住民福祉課長、鈴木隆寛君。

住民福祉課長（鈴木隆寛君） 住民福祉課長の鈴木です。

ただいまの質問ですが、先ほど、村長のほうからもお話がありましたように、今後検討して、できる限り早急な形で条例になるか、要綱になるかはまだ決めてはおりませんが、その辺も協議しながら早急に取りかかりたいと思っております。

以上です。

5番（森田重男君） ありがとうございます。早急をお願いいたします。

これで質問を終わります。

青 戸 義 之 君

議長（前田武久君） 次に、3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

3番（青戸義之君） 3番、青戸です。どうぞよろしくをお願いいたします。

早速、質問させていただきます。

情報公開についてです。村では、情報公開条例がありますが、指定管理者の情報の公開に関する条例や規則等を定めているのか伺います。

また、自治体の予算が適正に執行されているかどうかを最終的にチェックし、行政への住民参加を進めていく上でも自治体の情報公開は重要であります。行政と住民のより一層の信頼関係を築く上で情報の公開が必要であり、それが住民参画の地域づくりとなり、開かれた行政となるのではないかと思います。何より自治体の持っている多くの情報を住民に提供することが求められます。情報の公開についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の情報公開についての質問に対してお答えいたします。

本村には、平成13年4月1日から施行しております鮫川村情報公開条例とその条例の施行に関し、必要な事項を定めた村長が保有する公文書の開示等に関する規則が制定されております。

条例の第1条には、その目的につきましては、「村が保有する情報の一層の公開を図り、もって村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにするとともに、村民の村政への参加の下、公正で開かれた村政の推進に資することを目的とする。」としております。

また、第2条には、条例を適用する上での文言の定義が定められており、この条例が適用される実施機関につきましては、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会とし、また公文書の定義といたしまして、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとし、当該実施機関が保有しているものをいう。」としております。

この条例、規則におきましては、指定管理者が保有する文書の開示に関しましては規定しておりませんが、実際には村の規定に近い形で運用しております。

以上です。

議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

3番（青戸義之君） 公的な施設を管理している指定管理者についての情報公開については、住民のニーズに的確に答えられるように、情報公開制度の内容を常に充実させていく必要があります。公的機関が保有する情報は、村民の共有財産であります。住民の誰もが知りたいと思うときに、知る権利を法律や条例、制度的に保障し、情報の公開に義務づけしていくことが必要ではないでしょうか。再度伺います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 詳しいことは、総務課長に答弁させます。

議長（前田武久君） 総務課長、渡邊敬君。

総務課長（渡邊 敬君） ただいま青戸議員の再質問であります。

情報公開条例のさらなる推進をということかと思えますけれども、まさに議員おっしゃるとおり村としましては、村民の皆さんへの情報発信は大事なことであるというふうに考えて

おります。村民の皆さんが知りたいこと全てを村から発信することはなかなか困難なところではありますけれども、様々な機会でありますとか、媒体を捉えて、そういった機会を捉えて、村民の皆さんへの周知は積極的に図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

3番（青戸義之君） 開かれた行政ということが非常に大事だと思いますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

本 郷 弘 義 君

議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

〔2番 本郷弘義君 登壇〕

2番（本郷弘義君） 2番、本郷弘義。

質問に先立ち、先般の村長選挙におきまして、当選されました宗田新村長に心からお祝いを申し上げます。今後のご活躍を切に願っております。

それでは、まず初めに、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

村長、今回の村長選は僅差で現職を破りましたが、その勝因の一つに選挙戦で村長が唱えた子育て支援策の充実というのがありました。その子育て支援策の充実とはどのようなものなのか、その内容をお聞かせ願います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義議員の1つ目、子育て支援策の充実についてのご質問に対してお答えいたします。

安心して子育てができる環境を整えることが、人口減少対策の最も大事なところであると考えております。環境を整える一環としての保護者への財政支援策である給食費の無償化は、近隣の町村でも次々と実施されており、国においては、先ほど9番、緑川茂議員の子育て支援策についての一般質問でも答弁したとおり、「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を発表し、給食費の無償化に向けて給食実施率や保護者の負担軽減と実態を把握しつつ課題の整理を行うことを打ち出しております。

通学するにも利便性の悪い中であって、他市町村よりもよりよい施策、給食費の無償化は

もちろんのこと、学力の向上策、通学支援策の再検討など、定住化に向けた子育て支援は大変重要だと考えております。

以上、2番、本郷弘義議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

2番（本郷弘義君） 丁寧なご説明ありがとうございます。いろいろな内容の手厚い事業、安心して子育てができる充実した政策となっていることに、まず感謝しております。

本村は中山間地域で、日常生活においては勤め先も買物も進学高校も時間を費やし、村外に出ていかなければなりません。家庭環境の条件の違いで、容易な家庭、容易でない家庭があります。特に、独り親の家庭では容易でないことは目に見えています。本村の場合の独り親家庭の支援策をしっかりと確立していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 今、本郷議員がおっしゃったとおり、財政的に本当に大変なお方が多々おります。この辺に対するご支援は、行政として、自助・共助・公助の立場からしてやって当たり前のことだと思っております。そのための支援は、惜しみなく私は検討したいと思っております。

また、今、学校、高校の統廃合によりまして、通学距離がかなり延びている子供さんたちも多くおります。そういう方に対してのご支援も村としてはやるべきだと、そう考えておりますのでよろしくをお願いします。

議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

2番（本郷弘義君） ありがとうございます。本当に困っているであろう独り親家庭の支援策をしっかりと確立していただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問にさせていただきます。

ここ数年、マスコミ等でヤングケアラーという言葉をよく聞かれるようになりました。定義は、小・中高校生等の若者による兄弟のお世話や父母、祖父母のお世話を日常的に介護している人となっているようです。

そのヤングケアラーの実態調査は、令和2年度に日本総合研究所により全国調査が行われました。そして、福島県も令和4年に調査が行われました。県の調査結果によりますと、5、6年生対象だったんですが、5.9%という、17人に1人となっているそうです。推定ですが、本村の5、6年生の人数からすれば数名いるものと考えられます。

子供たちが友達と遊び共に学び、そして部活で活動したりして過ごす時間は、子供の将来に大きな影響を与えるものだと思っております。本村での実態調査はどうなっているのか、伺います。教育長職務代理、よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 教育長職務代理者、阿久津光市君。

〔教育長職務代理者 阿久津光市君 登壇〕

教育長職務代理者（阿久津光市君） 日頃より教育行政についてご支援、ご協力いただき本当にありがとうございます。

では、2番、本郷弘義議員の2つ目の質問、ヤングケアラーの実態についてのご質問に対しお答えをいたします。

初めに、ヤングケアラーの定義ですが、本来、大人が担うと想定されている家事や家庭の世話などを日常的に行っている子供のことで、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いをはせる時間、友人とのたわいない時間など、子供としての時間と引換えに家事や家庭の世話をしている子供のことであります。子供が家事や家族の世話をすることは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、これが必要以上に子供の負担となっていることもあります。

令和4年に、県のこども未来局が実施した子どもの生活実態に関するアンケート調査は、小学5年生から高校3年生までの全ての児童・生徒を対象とした調査で、児童・生徒自身が無記名により任意回答したものでございます。本村における調査結果は、小学5、6年生の47名のうち4名、中学生78名のうち1名が該当者と判定されております。

調査項目の中で、「家族の中であなたが「お世話」をしている人はいますか」との質問に対し、「いる」と回答した場合は該当者と判断されるようです。例えば、両親の手伝いとして「弟や妹の面倒を見る」と答えた場合も該当者と判断されます。ただし、この調査において世話の対象者、頻度、内容により、本人の負担感が異なるため、該当者全員がヤングケアラーの人数とはならず、ヤングケアラーであるとは言えないとされております。

児童・生徒の様子を身近で接している先生方に問合せしたところ、厚生労働省のホームページや福島県こども未来局家庭児童課で示しているヤングケアラーの例に該当する児童・生徒はいないとの回答を得ました。

以上、2番、本郷弘義議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

2番（本郷弘義君） 調査済みということで、調べられたんですね、ありがとうございます。

もし、小学生4名、中学生1名がそういうふうにお世話をしている方がいらっしまったということで、その方々に対してその負担、どういうふうな負担されているのか分かりませんが、村としてのこういう方々へ対応策というのはありますか。

議長（前田武久君） 本郷弘義君の質問に対して、教育長職務代理者、阿久津光市君。

教育長職務代理者（阿久津光市君） 各児童及び家庭のいろんな状況を踏まえまして、アセスメント、客観的に評価・分析を行った上で、支援の要否を検討していくということ。不登校の生徒や、あるいはあまり学校に来なかつたり来たりする生徒がおりますので、そういう方たちを先生が3日に1回家庭訪問をしたり、あと先生方でチームをつくって家庭の状況を調べたりしているということは、実際やっております。

議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

2番（本郷弘義君） 支援策があるということで、ありがとうございます。そういう子供が不登校になっちゃったり、そういうことの原因になる場合もありますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。前向きなご検討本当にありがとうございました。きちんと実態把握しまして、子供たちが伸び伸びと生活できるような支援策、これからも講じていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

遠藤貴人君

議長（前田武久君） 次、7番、遠藤貴人君。

〔7番 遠藤貴人君 登壇〕

7番（遠藤貴人君） 今定例会は7名9件の一般質問ということで、通常ですと、私、この順番ですと、大体、午後に質問させていただいていたんですけども、あれよあれよという間に一般質問が進みまして、ちょっとあぐらをかいて議席で聞いていたんですけども、まさか私の順番が午前中に回ってくるとは思いませんでしたので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、宗田村長が就任しまして初の定例会ということですが、私自身も実は6月の一般質問をしなかったものですから、今任期をいただいてから初めての一般質問となります。本日は村長の答弁を傍聴しに、多くの傍聴者がいらっしまっていますが、私の質問を聞きに来ていただいたんだと、そういった大きな思い違いをしながらもしっかりと質問をさせていただきますので、お付き合いのほどをどうぞよろしくお願いいたします。

重複する部分も幾つかあると思いますが、通告文に沿って質問をさせていただきます。
期待に応える政策についてです。

8月の村長選挙において「真実一路」を掲げて選挙戦を戦い抜き、多くの村民の厚い信託を受けられました。今後、その手腕に期待が持たれる宗田村長ですが、村民の期待に応える政策を以下の点で伺います。

子育て支援策の充実について。学校給食費の無償化、放課後児童クラブの負担軽減を掲げていますが、それ以外で、どのような子育て支援策を検討されていますか。

高齢者用集合住宅の整備について。高齢者が社会と関係性を保ちながら自立した生活を送れる環境を整えることは、今現在の社会的ニーズとも合致してきます。その中で、どのような高齢者用集合住宅の展望をお持ちですか。

中心地の活性化について。まめで達者な村づくりをどのように推進していきますか。また、その推進策をどのように中心地の活性化につなげていきますか。

農林業の6次産業化について。農産物などが持っている価値をさらに高め、それにより農林業者の所得を向上していくことが求められますが、どのように農産物の価値を上げ、農林業者の経済を豊かにしていきますか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） 7番、遠藤貴人議員の期待に応える政策についての4点のご質問に対してお答えいたします。

1つ目のご質問、子育て支援策の充実についてお答えいたします。

どんな小さな村でも大きな町でも、対等に競争できるのは学業であります。学力の向上を図ることは、子供たちの将来の夢の選択の幅が大きくなり、また夢の実現につながるものと確信しております。

資本主義の父と言われ、江戸から昭和を生きた洪沢栄一の著書である「論語と算盤」は、孔子の残した言葉である「論語」を教科書に人格を磨くこと、資本主義を用いて人が幸福になることの重要性、必然性を記した、言わば教育の書であり、「論語」は道徳、徳の心を磨くことでありますので、これらを基本とした教育の強化を図ること、また村営塾の開設も検討すべき事項であると考えております。

また、県立高校の統合等により通学距離が延びる生徒もおりますので、通学支援策の検討も必要であると考えております。

次に、2つ目のご質問、高齢者集合住宅の整備についてお答えします。

高齢者が生活する中で、高齢者集合住宅の問題は、私も以前から取り組まなければならない課題であると考えておりました。年々高齢化が進み、高齢者の単身化、高齢者だけの家族が多くなる中、老老介護の問題、防犯・防災の心配、買物への対応などを考えるとき、何人かで集まり、互いに助け合って集団で生活をする、これにより老老介護の手助け、防犯・防災の予防になり、また村外で働く子供さんにとっても安心して働ける手助けになります。さらには、集合住宅に集まることにより、介護職員による訪問先の減少により介護職員不足の解消策にもつながるものと考えます。介護される場所まで出かけるための車代、燃料代などの経費の削減にもつながります。

次に、3つ目の質問、中心地の活性化についてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、大豆は世界でも注目の健康食品で、栄養価の高い天然のサプリメントとも言われています。豆腐、納豆、みそ、醤油など、日本食には欠かせない大豆。大豆には、糖尿病、脂質異常、がん、骨粗しょう症、更年期障害などを改善する多くの作用があるとされています。これだけ健康に優れた大豆を村は推奨し、高齢者に生産していただいているのですから、今以上に宣伝、販売、加工に手を加え、工夫を加えることにより、さらなる販路拡大につながると考えております。みそ、納豆、豆腐など、一手間を加えるものづくり、新たな加工によるものづくりにより、販路は広がると考えております。よいもの、美しい景観があるところに自然と人は集まり、中心地のにぎわいに寄与し、活性化を図れるものと考えております。

最後に、4つ目の質問、農林業の6次産業化についてお答えいたします。

美しい景観、里山を守るためには、国の補助事業、森林環境譲与税、広葉樹再生事業など、山の整備、保全のためになる事業を有効に活用する必要があります。これらを利用することにより、山の環境を守り、さらには伐採された材木を販売することにより、地権者の利益の還元にもなります。

以上、7番、遠藤貴人議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） ありがとうございます。これらの政策を掲げて選挙戦を戦った宗田村長ですが、先ほど来からの質問でも重複する部分もあるかとは思いますが、今回の選挙戦の総括を短くで結構ですので、ご答弁いただければと思います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） お答えします。

先ほども私は言ったか分かりませんが、私はこの村が大好きなんです。大好きですから、この村を守りたい。そして、交流人口、関係人口を図るには何が必要なのかと、毎日毎日考えておりました。

やっぱり先ほども言ったように、美しいもの、おいしいものがあるところには人は集まります。そういう交流人口を集めれば、村の生産性も上がります。一生懸命、汗して働いて野菜を作ったじいちゃん、ばあちゃんの所得の向上にもなります。作ることによって健康にもつながります。それが大楽村政の目指したためで達者な村づくりであります。

豆は豆を磨くこと、これは世界的に有名な品物です。この効能、今、学業の集中力を上げる、そのためにも大豆は有効だと言われております。これだけのすばらしいものを村の高齢者が作っているわけですから、そういうものに磨きをかける、それによってまだまだこの村は前に前に進んでくれると思っておりますので、総括的にそういう思いで、私は定住人口、これがなくては村の存続はないと思っておりますので、それらを含めて推進していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） ありがとうございます。

そういった思いの中で、まず1つ、7月31日に議員辞職をするというように、一部マスコミの報道があったんですけども、そういった中で議員辞職が8月17日になった理由というのがもし何かあればお聞かせください。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） お答えします。

私は、4月に皆さんの信託を受けまして、議員にさせていただきました。そして、4町村のこれ回り番ですから、4町村の議長会長にもなりました。そして、広域圏の議長にもなりました。この中で、私は最後の最後まで議員を、自分の仕事を全うしたいという思いで、8月10日に広域圏の議会があったと思います。それを全うしてから議員辞職したいと、そういう思いで8月の中まで延ばした次第であります。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） ありがとうございます。

定数の議論というのは、これから実は我々していかなければいけないなというふうに、私

自身は個人的には考えています。本来であれば、前任期の4年中にそれが出せればよかったんですが、やはりコロナを取り巻く状況など言い訳にはなりませんけれども、様々な状況がありまして、そういった議論にできなかったということは、私自身は非常に残念な思いであります。

そういった中で議員数が減れば、基本的には、議会の力は私は弱体化してしまうというふうに考えているんです。議会の力が弱体化するというのは、要するにどういうことかという、裏を返せば、執行側の力が強化されるというふうに私は考えているんですけれども、今現在、我々定数10名でありながら欠員1の9名で議会運営をしていかなければならないんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 定数の問題であります。村をよくしたいという思いは、村長も議員も皆同じだと思います。そのよくしたいという思いが前にあれば、定数が多いか少ないかは同じだと思います。私は賛成派とか反対派とか、この村にはないと思っておりますので、今後いろんな施策を前向きに、遠藤議員とも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） もちろん村長おっしゃるように、私も是々非々で今まで議会やってきたつもりですので、それはやっぱり公私は混同してはいけないというふうに思っておりますし、人によって態度が変わってしまえば、議会の民主主義の意味がないというふうに私も重々理解はしておりますので、そのつもりで取り組ませていただきますが、村長、今のご発言の中で議員は何人いても、もちろん村に対する思いは皆さんお持ちですけれども、何人いても変わらないというふうにおっしゃいましたけれども、10人でやるものを9人でやればそれぞれの負担率は間違いなく上がりますし、先ほど私が言ったように、やはり議員の数が少なければ少なくなるほど、より多くのそういった声を拾い上げるということが難しくなってくるというのは、これは物理的にそうだというふうに思いますので、公職選挙法では6分の1の欠員が出た場合直ちに補欠選挙をします。6分の1というのは、パーセンテージに直せばおおよそ17%、この議会でいえばもう一人病気、死亡、何らかの理由で欠員が出れば直ちに補欠選挙と。補欠選挙となれば、補正予算数百万円を組んで選挙をやるというふうになりますので、こちらについても私を含めて議会で向き合っていかなければいけないというふうに考えております。

それでは、子育て支援策の充実について少し再質問させていただきます。

学校給食費の無償化というのは、私も子育てをする一人の親として、これ一方で見れば非常にありがたいです。やっぱり私の負担が当然、それは今まで払っていたものが払わなくていいということになれば、これは一方で見れば大変ありがたいことですし、ここにご決断をいただいたということに対しては、大変敬意を表します。

ただ、危惧されるなというものが幾つかありまして、世の中のもの何でもそうだと思うんですけども、お金を出さなくなると関心がどうしても薄くなってしまおうと思うんです。関心が薄くなるということは、知らず知らずのうちに給食の質が低下していってしまうのではないかなというような思い。なぜなら昨今、先ほど村長の挨拶でもありましたように、物価の高騰、材料費、燃料費の高騰によって、そのコストが給食に転嫁されてしまっただけとはいけないというふうに私は思っています。もちろん、そうならないように努めていただければ思っていますが、金を出さないやつは口を出すなというふうになってしまうのか、その点をお伺いいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 私は、食育というのは、じいちゃん、ばあちゃん、お父さん、お母さんが教えるもの、食のありがたみ、そういうのは家庭環境の中で教えるものであると思っております。教育の場ではもちろん、これは教えるのも一つの主であると思っておりますが、ものありがたみ、感謝、そういうのはあくまでもお父さん、お母さんが教えること。そして、ただだから粗末にする、そういうのもやっぱり親、お父さん、じいちゃん、ばあちゃんがものありがたみを教えるのも親だと思っております。それがいった道徳論、道徳の世界に入ってくると思います。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） 先ほど私、保護者として給食費無償化というのは大変ありがたい施策だということをお伝えしましたけれども、何かただ給食費を無償化にしてしまうだけでは、いささかもったいないなという気がいつも僕はしてしまっていて、それはどういうことかといいますと、今、村長おっしゃったように、道徳観そういったものを養うのは親の責任だよと、おっしゃるとおりですけれども、やはり行政でも生産者と触れ合うような機会、これはやっていると思うんです。実際、生産者の方が一緒に小学生と給食を食べたりという、これ非常にいい、素晴らしい取組だなというふうに思いますし、また給食を作っていたら従

事者の皆さんと触れ合ったりとか、やはりただ給食費を無償化するのではなくて、それと併せて、今、村長がおっしゃったような食育、生産者と触れ合う、給食に従事してくれている人に触れあう、そして無償化のお金は誰が負担しているのかということ複合的に、給食費の無償化と併せて、ぜひ私は村の施策としてやっていただきたいというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） お答えします。

確かに、ものを作る大切さ、私もこう見えても少しばかり畑を作っております。本当にものを作る喜びというのは実感できるんです、ものができると。子供もそのとおりだと思います。ものを作り上げた実感というのは、やっぱりしっかりと教えること、それによってもの大切さは宝物だと思っておりますので、そういう面においても、今、大豆、豆で達者な村づくりをやっているわけですから、豆を通しての教育も十分やっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） ここで1つ、数字をご紹介させていただければと思います。

その数字は、給食の残菜率の数字なんですけれども、ご承知のとおり、我々鮫川村の給食センターで古殿町の給食も作らせていただいて、古殿町の小・中学校にも給食を給仕しておりますが、そういった中で作る場所も当然一緒ですし、使っている食材も一緒、そして当然味つけも一緒と、同じものを食べている中で古殿町と我が鮫川村の残菜率、鮫川中学校と古殿中学校を比べてみると、おおむねどちらも5%で大きな差はありません。

しかし、小学校に目を向けてみると、古殿町の小学校の残菜率おおよそ14%です。それに対しまして、鮫川村の小学校の残菜率1.7%です。私、この数字というのは非常にすばらしい数字だというふうに思っていますし、もちろん学校関係者の皆様、給食センターの皆さん、それぞれの取組によってこの残菜率1.7%という数字がはじき出されているものだというふうに私はその数字を見たときに感じました。

これから給食が無償化のなっていく上で、この数字というものは私は一つのバロメーター、基準になっていくんだろうというふうに思います。古殿町と我が鮫川村の給食、何が違うかといったら、半分補助か全額補助かの違いだというふうに感じています。そういった中で、古殿町、鮫川村、この残菜率を1.7%というものを最低でも現状維持していくことが無償化にすることと併せて、私は村に課せられた大きな課題だというふうに感じているんですが、

その点どのようにお考えでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 今の数値がもっと下がるように、村としてもそういう食のありがたみとか、そういうものを指導していければいいのかなと思っております。

古殿は古殿の町の親の教育もありますので、以前、私のところに古殿町からある父兄の方の電話がありました。もっと、どちらかといえばコンビニなど何か古殿にはあるから、そういうものに寄せる思いというのが多々あるのかなという思いで、私はその父兄の方からの答弁を受けましたけれども、村は村なりにやっぱりしっかりとした教育をして、残さないように食べていただけるような指導は、もっともっとしていきたいと思っております。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） ちょっと時間があれですので、これで最後にさせていただきます。

最後に、実はある会議で、ダムを建設するときに、地域住民の方が皆さんダム建設に賛成していますといった中で、その中で1の方が手を挙げて、地域住民が皆、ダム建設に賛成しているといったけれども、じゃ造成されるダムの下流域にすむ魚のお母さんに意見を聞いたのかといった人がいたんですよ。その会議で皆さん、どちらかという失笑されている方が多かったですけれども、私はその方の発言ってものすごく重いなというふうに感じまして、要するにどういうことかということ、ここで給食費の無償化、真剣に大人が議論しているんですけども、給食費無償化の恩恵を受ける実際の当事者である小学生とか、中学生とかの意見を聞いたのかということなんです。

ですから、やっぱりこういったときに我々大人だけで議論して、もちろん決めていくものなんですけれども、子供、給食費が無償になるということに対してどういった思いがあるのか、どういう考えがあるのか、そういったものを、今回の議会にももちろん給食費の予算は上程はされていますけれども、今後、併せてそういった小・中学生に対して、この問題をどういうふうに考えているかというような考える機会を僕はつくっていただきたいなというふうに考えているんですけれども、いかがでしょうか。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） そういうふうな、確かに少数意見の話も大事だし、子供たちの意見を聞くのも大事です。ただ、そういうのは、私は食育の段階できちんと教えることによって、ご理解を得るのかなと思っております。

以上です。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） 最後は、ちょっと私が意図しているところの答弁がいただけませんでしたが、そういったこともぜひ給食費無償化と、ただお金を補填するということではなく、複合的な部分で施策としてやっていただければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、当選者の横顔というところで、村長の人柄が紹介されていまして、歴史小説が好きだということと曲がったことが大嫌いだという紹介がありましたけれども、ぜひ歴史小説の昔の武士のそういった豪傑な生き方を、自分自身を鼓舞しながら村政の運営に当たっていただければというふうに思います。

以上で質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（前田武久君） 以上で7名の一般質問を終わります。

最後になりましたが、大勢の傍聴者の皆さん、本当に議会に関心をお寄せいただきまして、本日、ご出席いただきましたことを厚く心から御礼を申し上げたいと思います。

我々、議会、そして村執行機関一丸となって村民重視、そしてこの村に住み続けられるような、安心して暮らせる村づくりを推進してまいりますので、今後ともご指導、ご教授のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

これで一般質問を終わり、ここで1時15分まで休憩いたします。

（午後 零時05分）

議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

報告第4号の上程、説明、質疑

議長（前田武久君） 日程第5、報告第4号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、報告第4号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び

資金不足比率につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも各健全化基準を下回る良好な比率であり、健全な財政状態であることを示しております。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。

議長（前田武久君） ここで、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

代表監査委員（森 洋君） それでは、議案書2ページ、令和4年度健全化判断比率審査意見書と、3ページの令和4年度資金不足比率審査意見書について、監査委員を代表いたしましてご説明申し上げます。

最初に、2ページの令和4年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査の結果であります。

（1）は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

表の 実質赤字比率欄と の連結実質赤字比率欄は、いずれも黒字決算のため算出されませんでしたので、ハイフンで表しております。

の実質公債費比率は6.8%と算出されております。令和3年度との比較では0.2ポイントほど上回りました。早期健全化基準の25%を大きく下回り、健全財政であることを示しております。

の将来負担比率につきましては、比率が算定されていないため、ハイフンで表しております。

（2）の個別意見は、表の説明であります。

(3) 是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3 ページの令和4 年度資金不足比率審査意見書であります。

1 の審査の概要につきましては、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

対象となる特別会計は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計であります。

2 の審査の結果であります、(1) の総合意見では、審査に付された公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2) の個別意見であります、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計のいずれの会計も資金不足額が生じておらず、経営健全化基準の20%を下回り、良好な状態を示しておりますので、表ではハイフンで表しております。

(3) の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告といたします。

議長(前田武久君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議長(前田武久君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4 号の報告を終わります。

報告第5 号の上程、説明、質疑

議長(前田武久君) 日程第6、報告第5 号 専決処分の報告について(和解) を議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

[村長 宗田雅之君 登壇]

村長(宗田雅之君) それでは、専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の4 ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1 項の規定に基づき、議会においてその議決により特に指定されております損害賠償に係る事件で、その金額が30万円以下のものに係る和解につきまして専決

処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書の5ページです。

専決第4号、専決処分の内容であります。本件は令和5年8月1日に発生しました村側が損害を受けた物損事件に関し、相手方との和解について令和5年8月25日に専決処分したものであります。和解の相手方の氏名等は議案書に記載のとおりであります。

次に、事故の概要であります。令和5年8月1日午後2時頃、大字富田字鋤木田地内の林道鋤木田・福原線を走行していた相手方の車両の左側の前後輪が道路側溝に落ちたため、U字側溝に接触し損傷を与えたことから、当該側溝の布設替えの必要が生じたものであり、和解の内容であります。損傷を受けたU字側溝2本の布設替えに要する経費であります20万4,000円を相手方が負担し、それ以外の債権債務がないことを確認するものであります。

以上で報告第5号 専決処分の報告とさせていただきます。

議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の報告を終わります。

議案第50号～議案第51号の上程、説明

議長（前田武久君） 日程第7、議案第50号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第51号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、議案第50号及び議案第51号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

初めに、議案第50号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、法人税法などの上位法の改正などによる文言の整理及び地域経済牽引事業促進区

域において、地域経済牽引事業計画が承認された事業者の課税免除について、対象施設を導入するまでの期限が延長されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

議案第51号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、貸出し用の農業機械として大豆刈取機を導入・整備したため、条例の一部を改正するものであります。

以上で議案第50号及び議案第51号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議案第52号～議案第60号の上程、説明

議長（前田武久君） 日程第9、議案第52号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第17、議案第60号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、議案第52号から議案第60号までの9議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の令和5年度の一般会計及び各特別会計の補正予算につきましては、令和4年度各種事業費の確定に伴う国・県等への償還金の補正及び令和4年度決算に伴う前年度繰越金の確定のほか、所要の経費を計上しております。

なお、前年度からの繰越金につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承お願いいたします。

各会計の補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明申し上げます。

議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第52号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）

についてご説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 1 ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額29億7,043万1,000円に対し、今回 3 億1,224万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を32億8,267万9,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

1 款村税、1 項村民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税の各 2 節、滞納繰越分は、未納となった税について計上するものであります。

10 款地方交付税、1 項 1 目 1 節地方交付税4,000万円の増額は、令和 5 年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

3 ページをご覧ください。

次に、15 款県支出金、2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金59万9,000円の増額につきましては、物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費を受け入れるものであります。

同じく 3 項 1 目 1 節総務費、管理費委託金325万1,000円の増額につきましては、福島県から移譲された事務の処理件数に応じた交付金を受け入れるものであります。

18 款繰入金、1 項 2 目 1 節介護保険特別会計繰入金413万1,000円の増額につきましては、令和 4 年度分介護給付費等村負担金精算によるものであります。

4 ページをご覧ください。

20 款諸収入、5 項 1 目 1 節雑入につきましては、総額9,000円の減額となりますが、そのうちの多面的機能支払交付金事業返還金 5 万7,000円の増額、中山間直接支払交付金事業返還金21万3,000円の増額につきましては、協定面積が減少したため、各集落からの返還金を受け入れるものであります。また、幼稚部給食費27万9,000円の減額につきましては、こどもセンターで提供しております米飯の無償化に伴い、保護者の負担金を減額補正するものでございます。

次に、21 款村債、1 項 1 目 1 節辺地対策事業債160万円の減額及び 2 目 1 節過疎対策事業債160万円の減額につきましては、消防小型動力ポンプ整備事業債につきまして、起債対象経費の減額により、借入額を合計300万円とし、5 目 1 節緊急防災・減災事業債への振替を行うものであります。

6 目 1 節緊急自然災害防止対策事業債2,300万円の増額につきましては、村管理河川の護

岸整備事業のために借り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

2款総務費、1項5目財産管理費、24節積立金2億921万8,000円の増額につきましては、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、決算余剰金の2分の1を財政調整基金に積み立てるもの及び公有施設整備基金、教育施設整備基金に積み立てるものであります。

同じく6目企画費、12節委託料1,276万5,000円の増額につきましては、村の要覧作成業務、デマンド交通実証運行業務ほかを実施するための経費であります。

なお、デマンド交通実証運行業務につきましては、当初の計画では村地域公共交通協議会が実施するものとして、同協議会への負担金として、次ページ最上段にありますとおり、18節負担金、補助及び交付金に計上しておりましたものを村が直接実施することとしたため、12節委託料に組み替えるものでございます。

表の中ほどになりますが、同じく9目情報推進費、18節負担金、補助及び交付金640万円の増額につきましては、本村のDXを推進しデジタル技術を活用して、村民サービスの向上を図ることを目的といたしまして、地域活性化起業者2名を受け入れるものであります。

7ページをご覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、10節需用費、11節役務費、19扶助費につきましては物価高騰対策支援事業といたしまして、住民税非課税世帯のうち高齢者世帯、障害者世帯、独り親世帯に給付金を給付するための経費でございます。

同じく5目障害者福祉費、22節償還金利子及び割引料302万4,000円の増額につきましては、説明欄に記載のとおり令和4年度の各事業の確定に伴う返還金であります。

次に、8ページをご覧ください。

下段の表になりますが、4款衛生費、1項4目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金110万1,000円の増額につきましては、自家用水道施設整備事業に対する補助金を増額するものであります。

同じく5目診療所費、27節繰出金500万円の減額につきましては、繰越金の確定に伴い一般会計繰出金を減額するものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、10節需用費130万7,000円の増額につきましては、堆肥センターで使用しております3トンのユニック車の修繕に要する経費でございます。

10ページをご覧ください。

次に、8款土木費、2項1目道路維持費、12節委託料248万8,000円の増額につきましては、国道289号渡瀬バイパスの完成に伴い村道路線に変更があったため、道路台帳を整備するものでございます。

同じく14節工事請負費924万5,000円の増額につきましては、村道8路線の維持補修工事に要するものでございます。

同じく2目道路新設改良費、12節委託料300万円の増額、同じく14節工事請負費2,000万円の増額につきましては、越虫地内の河川護岸整備に要する経費でございます。

11ページをご覧ください。

次に、10款教育費、6項3目学校給食費、27節繰出金230万2,000円の増額につきましては、給食の無償化による財源不足を増額補正し、給食センター特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第53号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の17ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4億1,568万5,000円に対し、今回681万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億2,249万8,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の18ページをご覧ください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税224万円の増額につきましては、令和4年度までの滞納繰越分を計上したものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

19ページをご覧ください。

6款1項1目国保基金積立金、24節積立金457万3,000円の増額につきましては、前年度繰越金を国民健康保険事業費支払準備基金に積み立てるものでございます。

続きまして、議案第54号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の20ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額5,182万8,000円に対しまして、今回484万1,000円を増額し、補

正後の歳入歳出予算総額を5,666万9,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の21ページをご覧ください。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金500万円の減額につきましては、繰越金の確定により一般会計からの繰出金を減額するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

22ページをご覧ください。

2款1項医業費、1目医療用機器具費、17節備品購入費5万円の増額につきましては、来院者の便に供するため、歩行補助器を購入するものでございます。

続きまして、議案第55号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

議案書の16ページ、事項別明細書の23ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額8,538万5,000円に対しまして、今回381万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を8,919万6,000円とするものであります。

初めに、歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の24ページをご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料、3節水道使用料過年分43万円の増額につきましては、令和4年度分までの滞納繰越分を計上したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の25ページをご覧ください。

2款施設費、1項1目施設管理費、10節需用費200万円の増額につきましては、落雷などの事故や施設整備の老朽化などに伴う修繕料を増額補正するものであります。

続きまして、議案第56号 令和5年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

議案書の18ページ、事項別明細書の26ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額1,126万8,000円に対し、今回76万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1,202万8,000円とするものであります。歳出予算におきまして、10節需用費修繕料を11節役務費手数料に組み替えるもののほかは、前年度繰越金を予備費に組み入れる補正予算となっております。

続きまして、議案第57号 令和5年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算(第1号)に

つきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページ、事項別明細書の28ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4,139万5,000円に対しまして、今回188万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,328万円とするものであります。

歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の29ページをご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料、3節滞納繰越分48万5,000円を増額につきましては、令和4年度分までの滞納繰越分を計上し、歳出において予備費に組み入れるものであります。

つきまして、議案第58号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の22ページ、事項別明細書の30ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4億8,139万4,000円に対しまして、今回2,643万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億782万9,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の31ページをご覧ください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、3節滞納繰越分普通徴収保険料30万9,000円を増額につきましては、令和4年度分までの滞納繰越分を計上したものであります。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、5節低所得者保険料軽減繰入金59万1,000円を増額につきましては、低所得者の保険料を軽減するため、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

32ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項2目償還金、22節償還金利子及び割引料2,159万8,000円を増額につきましては、令和4年度の介護給付費負担金等について国・県に返還するものであります。

同じく2項1目一般会計繰出金、27節繰出金413万2,000円を増額につきましては、令和4年度の介護給付費村負担金等の精算により、村一般会計に繰り出すものでございます。

つきまして、議案第59号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の24ページ、事項別明細書の35ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額9,119万6,000円に対しまして、今回453万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を9,573万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の36ページをご覧ください。

2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金230万2,000円を増額につきましては、給食費の無償化に伴う財源不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

4款諸収入、1項1目1節給食費納付金230万2,000円の減額につきましては、給食費の無償化に伴い減額補正するものであります。

なお、37ページの歳出におきまして、前年度繰越金を予備費に繰り入れるものでございます。

続きまして、議案第60号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の26ページ、事項別明細書の38ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額3,855万9,000円に対しまして、今回9万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を3,865万6,000円とするものでありますが、前年度繰越金のうち、事務費の不用額分5万8,000円を一般会計に繰り出すとともに、繰越金の残額を予備費に組み入れる補正となっております。

以上、議案第52号から第60号までの9議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、各議案の説明を終わらせていただきます。

議案第61号の上程、説明

議長（前田武久君） 日程第18、議案第61号 村道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、議案第61号 村道路線の認定につきましてご説明申し上げます。

議案書の28ページをご覧ください。

本案は、もともと村管理の林道であった路線の一部が、国道289号渡瀬バイパス工事の完成により福島県の管理となったため、それ以外の部分につきましては村道として管理するた

め、提案するものであります。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議案第62号の上程、説明

議長（前田武久君） 日程第19、議案第62号 村道の路線認定の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、議案第62号 村道の路線認定の変更につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページをご覧ください。

本案は、国道289号渡瀬バイパス工事の完成により、村道2路線の起終点が変更となるため、提案するものであります。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議案第63号の上程、説明

議長（前田武久君） 日程第20、議案第63号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、議案第63号 村道路線の廃止につきましてご説明申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

本案は、村道関下・関口線の全線が国道289号渡瀬バイパスとして整備され、福島県の管理となったため、村道としての路線を廃止しようとするものであります。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

認定第1号～認定第9号の上程、説明

議長（前田武久君） 日程第21、認定第1号 令和4年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定

についてから日程第29、認定第9号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、認定第1号から認定第9号までの9件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和4年度における一般会計のほか、各特別会計の歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

決算の事業書の内訳等につきましては、別冊の令和4年度一般会計特別会計歳入歳出決算書及び令和4年度主要施策の成果及び予算執行の実績をご覧いただきたいと思っております。

これらを用いた各会計の決算内容などにつきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

副村長（鈴木大介君） 初めに、認定第1号 令和4年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

以下、令和4年度一般会計歳入歳出決算書にてご説明申し上げます。

6ページをご覧願います。この白い冊子のほうの6ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の6ページです。

令和4年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額は収入済額欄に記載のとおり36億6,673万9,617円、歳出総額は支出済額欄に記載のとおり33億9,250万941円、差引残額は2億7,423万8,676円となっております。ここから令和5年度へ繰り越すべき財源1,580万3,000円を差し引き、実質収支額は令和5年度一般会計へ繰越しする額欄に記載のとおり2億5,843万5,676円となります。

歳入決算の主なものについてご説明いたします。

決算書の7ページをご覧願います。

以下、表頭の収入済額の欄、表の右から4つ目をご覧願います。

1款村税2億7,352万5,962円は、前年度比474万5,467円の増額となっておりますが、これは法人村民税、固定資産税の増収などによるものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

12款分担金及び負担金555万4,094円につきましては、前年度比320万7,094円の増額となっておりますが、これは、携帯電話等エリア整備事業者負担金分が新規で収入となったものによるものでございます。

12ページをお開き願います。

14款国庫支出金 3億1,823万2,095円につきましては、前年度比6,968万2,488円の減額となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の減額及び公共土木施設災害復旧事業費負担金の減額などによるものでございます。

14ページから15ページをご覧ください。

15款県支出金 2億8,064万7,079円につきましては、前年度比6,620万7,282円の減額となっております。これは、無線システム普及支援事業費や地域情報発信事業ICT推進市町村支援事業費などの増額も、ふくしま森林再生事業費の半減、農地等災害復旧事業費の皆減などによるものでございます。

16ページから17ページをご覧ください。

16款財産収入580万763円につきましては、前年度比910万9,706円の減額となっております。これは、主に村有地の貸付料の減額、不動産売払収入、旧越虫住宅の土地建物も含みますが、皆減によるものでございます。

17款寄附金891万8,498円につきましては、前年度比47万7,535円の減額となっておりますが、これは、新型コロナウイルス対策に対する寄附金分の減額があったものの、ふるさと納税が増加したものによるものであります。

なお、令和4年度におけるふるさと納税の額につきましては、607件841万4,498円であり、令和3年度比で100件の増、金額にいたしまして約150万円の増となっております。

18ページ、お開きください。

18款繰入金 2億6,856万3,488円につきましては、前年度比4,506万9,012円の増額となっております。これは、主に令和4年度におきましては、単年度限りの事業でありました庁舎空調設備更新事業への繰入金があったことによるものでございます。

21ページから22ページをご覧ください。

21款村債 1億3,750万円につきましては、前年度比3,870万円の減額であります。これは、辺地対策事業債において、鹿角平観光牧場排水路整備事業債や大房地区の携帯電話等エリア整備事業債などによる2,040万円の増額、過疎対策事業債1,400万円の減額、臨時財政対策債

5,430万円の減額などによるものでございます。

続きまして、歳出決算の主なものについてご説明いたします。

23ページをご覧ください。

以下、表頭の支出済額、表の中ほどになりますが、の欄をご覧ください。

2款総務費、1項1目一般管理費、24ページをご覧くださいまして、14節の工事請負費1億2,426万7,000円につきましては、本庁舎空調設備改修工事等を実施したものであります。

25ページになります。

5目財産管理費、次の26ページをご覧くださいまして、24節積立金4億1,293万9,120円につきましては、財政調整基金、教育施設整備基金、公有施設整備基金など、6基金に積立てをしたものでございます。

同じく6目企画費、12節委託料3,026万6,371円につきましては、26ページから27ページをご覧くださいまして、若者未来創出会議に係る業務、光ファイバー網など情報機器の保守業務、大房地区における携帯電話の鉄塔の整備に要する業務などを委託したものでございます。また、大房地区の携帯電話の整備につきましては、14節工事請負費、28ページをご覧くださいまして1,480万7,100円を支出しております。

それでは、29ページをご覧ください。

同じく9目臨時特別給付金給付事業費総額1,735万1,605円につきましては、住民税非課税世帯等特別給付金給付事業に係る事務費と給付金でございます。

ちょっと飛びまして、34ページをご覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、12節委託料1,746万2,800円のうち、村民保養施設指定管理業務1,630万円につきましては、さざり荘の指定管理料でございます。

27節繰出金4,362万3,508円につきましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金でございます。

35ページをご覧ください。

同じく3目後期高齢者医療事務費、18節負担金、補助及び交付金3,964万1,546円につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合への負担金などとなっております。

また、27節繰出金1,101万1,017円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

同じく4目介護保険事務費、36ページに移りまして、27節繰出金7,749万9,507円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。

同じく 5 目障害者福祉費、19節扶助費 1 億1,693万4,867円につきましては、障害者自立支援給付費などであります。

次に、2 項児童福祉費、37ページに移りまして、2 目児童措置費、19節扶助費3,384万円につきましては、支給対象世帯に対しまして児童手当を支出したものでございます。

38ページ、同じく 5 目こどもセンター費総額2,619万7,302円につきましては、こどもセンターの施設の維持管理運営に要する経費でございます。

39ページをお開き願います。

8 目子育て世帯生活支援特別給付事業費総額265万360円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る事務費と給付金になっております。

次に、40ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費、12節委託料1,241万5,565円につきましては、住民健診業務などに要した経費でございます。

41ページに移りまして、19節扶助費798万4,491円につきましては、社会保険に係る乳幼児をはじめとした子供や妊産婦などの医療費であります。

同じく 2 目予防費、12節委託料2,279万6,976円につきましては、小児肺炎球菌ワクチンや高齢者へのインフルエンザなどの定期予防接種のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関する各種業務に要した経費でございます。

42ページをご覧ください。

同じく 4 目環境衛生費、43ページに移りまして、18節負担金、補助及び交付金8,657万8,000円につきましては、東白衛生組合、東白斎苑の運営費負担金のほか、合併処理浄化槽設置事業、飲料水確保対策事業の実施者等に対する補助金でございます。

同じく27節繰出金7,435万5,000円につきましては、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

44ページをご覧ください。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費、45ページをご覧くださいまして、2 目農業総務費の12節委託料2,870万4,990円につきましては、農産物加工直売所の施設運営に対する指定管理業務などに要した経費でございます。

続きまして、3 目農業振興費、7 節報償費1,220万9,138円につきましては、大豆生産奨励事業などに要する経費でございます。

46ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金1,032万3,253円につきましては、イノシシ等による鳥獣被害防止に係る事業費、肥料高騰緊急対策事業費、水稻次期作支援及び耕作放棄地防止事業費といたしまして交付した補助金などであります。また、農業次世代人材投資資金といたしまして、令和3年度の新規就農者1名に対しまして150万円、平成29年度の新規就農者の夫婦に対しまして112万5,000円を交付したものでございます。

同じく5目畜産業費、47ページをご覧いただきまして、18節負担金、補助及び交付金2,735万40円のうち、2,509万1,000円につきましては、配合飼料価格高騰対策事業といたしまして、配合飼料1トン当たり7,000円を交付したものでございます。

48ページをご覧願います。

同じく8目多面的機能維持支援費、18節負担金、補助及び交付金1億331万8,283円につきましては、農用地保全活動や多面的機能を維持するための活動を実施した集落に対しまして、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金などを交付したものでございます。

48ページから49ページをご覧ください。

2項林業費、1目12節委託料6,291万4,778円につきましては、松くい虫防除事業、ふくしま森林再生事業における年度別計画策定業務、同意取得業務などに要した経費、また広葉樹林再生事業における事前調査業務、森林整備業務に要した経費、さらに森林環境譲与税を活用した地形図及び微地形表現図作成業務を委託したものでございます。

24節積立金1,849万7,117円のうち、1,849万6,535円につきましては、主に間伐や人材育成、木材利用の促進などのための活動経費といたしまして交付されました森林環境譲与税を森林環境譲与税基金に積み立てたものでございます。

続きまして、49ページの一番下の行でございしますが、7款商工費、1項、50ページをご覧いただきまして、1目商工業振興費、12節委託料6,243万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、村民1人当たり2万円の商品券を交付する、まめな暮らし応援商品券を発行する業務を村商工会に委託した経費でございます。また、18節負担金、補助及び交付金1,345万9,060円につきましては、商工会指導職員設置に要する経費などを村商工会などに対して補助したものでございます。

同じく3目観光費、51ページ、12節委託料1,335万752円につきましては、村を知ってもらう、村に来てもらうきっかけづくり、関係人口の増加と地域経済の活性化につながるためのファンクラブ運営や里山景観の維持、地域資源を生かした観光振興などに要した経費でございます。

4目鹿角平観光牧場費、52ページに移りまして、14節工事請負費1,907万5,100円につきましては、鹿角平観光牧場内の排水路整備工事に要した経費でございます。

次に、8款土木費、2項1目道路維持費、53ページご覧いただきまして、12節委託料3,171万2,749円につきましては、国・県道、村管理道路の雑草刈り払いの経費、道路台帳の整備業務及び国有林野の貸付測量に要した経費でございます。また、14節の工事請負費3,137万8,600円につきましては、道路河川の維持補修工事に要した経費でございます。

同じく2目道路新設改良費、54ページに移りまして、12節委託料1,543万8,500円につきましては、村道に架かる橋梁について5年ごとの点検が必要であることから、2つの橋梁の点検に要した経費、また村が管理する62の橋梁の長寿命化修繕計画の策定業務、河川護岸工事の測量設計に要した経費でございます。

次に、14節工事請負費5,851万8,900円につきましては、村道戸草・関口線ほか5路線の舗装補修工事、1か所の河川護岸工事に要した経費でございます。

続いて、56ページをご覧ください。

10款教育費、1項、57ページ、2目事務局費、12節委託料1,673万9,429円につきましては、スクールバス運転業務のほか、教職員の健康診断などに要した経費でございます。

また、18節負担金、補助及び交付金1,959万2,242円のうち960万円は高校生通学支援金、30万7,760円につきましては、小中学生を対象とする英語・数学・漢字の能力検定の受験促進に係る補助金でございます。

65ページをご覧ください。

6項保健体育費、66ページに移りまして、3目学校給食費、27節繰出金3,000万円につきましては、学校給食センター特別会計への繰出金でございます。

次に、11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、66ページから67ページをご覧いただきまして、1目現年度土木施設災害復旧費、14節工事請負費1,236万2,900円につきましては、令和3年度からの繰越分に係る村道2路線の災害復旧工事に要した経費でございます。

次に、財産につきましては、主なものについてご説明いたします。

72ページをご覧ください。

基金についてご説明いたします。

(1) 財政調整基金の表中、備考欄をご覧ください。

繰り出し処分といたしまして、こどもセンター運営事業費など2事業に対しまして9,000万円を繰り出しし、積立金といたしましては、地方財政法の規定に基づき積立てなど1億

766万8,921円を積み立てた結果、決算年度末現在残高につきましては6億9,371万5,915円となっております。

次に、(2)教育施設整備基金につきましては、小学校施設整備事業費など2事業に対しまして140万円を繰り出しております。積立金といたしましては、特別積立金といたしまして1億2,000万円ほかを積み立てた結果、決算年度末現在残高につきましては6億9,739万4,179円となっております。

74ページをご覧ください。

(14)の公有施設整備基金繰り出し処分といたしまして、庁舎空調設備更新事業費など4事業に1億3,890万円を繰り出しし、積立金といたしまして財産貸付収入など1億1,767万7,096円を積み立てた結果、決算年度末現在高は8億7,264万664円となっております。

では、次に認定第2号 令和4年度鮫川村健康保険特別会計(事業勘定)の歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

以下、令和4年度特別会計歳入歳出決算書でご説明いたします。

80ページになります。

表の欄外をご覧ください。

歳入決算額につきましては、収入済額欄のとおり3億9,048万2,986円、歳出決算額は支出済額欄のとおり3億8,590万8,166円、差引残額457万4,820円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

81ページをご覧ください。

表頭の収入済額の欄をご覧ください。

1款国民健康保険税7,414万7,070円につきましては、前年度比153万1,110円の減であり、国民健康保険の被保険者数の減少によるものでございます。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

85ページをご覧ください。

表頭の支出済額の欄になりますけれども、2款保険給付費2億4,783万6,596円につきましては、前年度比1,687万4,236円の減額となっております。

なお、本村の昨年度の医療費の動向といたしましては、国民健康保険加入者1人あたりは前年度比6.2%の減、1世帯当たりにつきましても前年度比8.3%の減となっております。

次に、認定第3号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の92ページをご覧ください。

歳入決算額は収入済額欄のとおり6,998万4,710円、歳出決算額は支出済額欄のとおり5,986万1,586円、差引残額は1,012万3,124円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたしますので、93ページをご覧ください。表頭の収入済額欄のところになります。

1 款診療収入3,997万8,728円につきましては、前年度比864万1,219円の増額となっております。これは、診療件数が前年度と比較いたしまして1,028件増加したことなどによるものでございます。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

95ページをご覧ください。

1 款総務費4,144万6,086円につきましては、前年度比3,790万571円の増となっております。これは、主に医師業務に係る委託料の増額によるものでございます。

次に、認定第4号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

100ページをご覧ください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり1億394万6,297円、歳出決算額は支出済額欄のとおり1億26万5,127円、差引残額は368万1,170円となっております。

102ページの一番下の欄をご覧ください。

歳入合計額の1億394万6,297円につきましては、前年度比5,402万9,075円の減額となっております。これは、給水設備工事の財源といたしまして、国庫補助金、一般会計からの繰入金及び村債の減額によるものでございます。

歳出決算額の主なものについてご説明いたしますので、103ページから104ページをご覧ください。

2 款施設費、2 項施設整備費、2 目施設整備費、104ページに移りまして、14節工事請負費1,415万3,700円につきましては、寅卯平地区給水設備舗装本復旧工事に要した経費でございます。

続きまして、認定第5号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書の110ページをご覧ください。

歳入決算額は収入済額欄のとおり1,008万1,469円、歳出決算額につきましては、支出済額

欄、ご覧のとおり931万9,634円、差引残額が76万1,835円となっております。

初めに、歳入決算の主なものについてご説明いたしますので、111ページをご覧ください。

1 款使用料手数料92万9,290円につきましては、前年度比115万4,930円の減となっております。これは、修明高校鮫川校の閉校により年間利用延べ人数が3,016人と、前年度比2,617人に減少したことなどによるものでございます。

歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

112ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項 1 目村営バス事業費685万863円につきましては、前年度比126万2,245円の減となっております。これは、バスを維持するための消耗品費の減額及び村営バス財政調整基金への積立金の減額などによるものでございます。

続きまして、認定第 6 号 令和 4 年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

118ページをご覧ください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり4,438万1,222円、歳出決算額につきましては、支出済額欄のとおり4,288万237円、差引残額につきましては150万985円となっております。

119ページから120ページをご覧ください。

歳入合計の4,438万1,222円につきましては、前年度比829万4,078円の増となっております。これは、主に農業集落排水事業の機能診断及び最適整備構想策定事業の業務の財源として国庫補助金の増額及び公営企業への移行に係る支援業務の財源として村債を増額したものであるものでございます。

続きまして、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

121ページをご覧ください。

表頭の支出済額欄でございますが、1 款施設費、1 項 1 目施設管理費、12 節委託料1,111万2,002円のうち476万3,770円につきましては、公営企業会計に移行するための支援業務委託料、また418万円につきましては、農業集落排水事業の機能診断最適整備構想策定業務に要した経費でございます。

続きまして、認定第 7 号 令和 4 年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

128ページをご覧ください。

歳入の決算額につきましては、収入済額欄のとおり 5 億3,365万9,615円、歳出決算額につ

きましては、支出済額欄のとおり 5 億823万4,460円、差引残額が2,542万5,155円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたしますので、129ページをお開き願います。

表頭の収入済額の欄ですが、1 款保険料8,348万3,600円につきましては、ほぼ全額、前年度と同額となっております。

次に、2 款国庫支出金 1 億2,677万6,955円につきましては、前年度比2,265万2,803円の減額となっております。

次に、130ページ、3 款支払基金交付金 1 億1,644万円につきましては、前年度比405万6,065円の減額となっております。

4 款県支出金7,138万7,098円につきましては961万7,776円の減額となっており、これらはいずれも国・県・村及び社会保険診療報酬支払基金がそれぞれの負担割合に応じて負担する介護給付費の財源となるものでございまして、令和5年度に精算することになります。

次に、131ページ、6 款繰入金7,749万9,507円につきましては、前年度比403万8,678円の減となっておりますが、これは介護給付費に対する村の負担金と事務に係る繰入金でございます。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

134ページをお開き願います。

2 款保険給付費 4 億833万7,239円につきましては、前年度比632万4,614円の減額となっております。これは、施設入所者の減に伴い介護給付費が減少したことが主な要因でございます。

なお、令和4年度の介護給付費は要介護・要支援の認定者1人当たりに換算いたしますと186万4,553円となっており、前年度比で7万3,119円の減額となっております。

続きまして、認定第8号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

142ページをご覧ください。

歳入決算額は、収入済額欄のとおり9,604万8,764円、歳出決算額は支出済額欄のとおり9,150万9,070円、差引残額453万9,694円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

143ページをご覧ください。

1 款分担金及び負担金5,603万7,654円につきましては、古殿町から負担していただいているものでございますけれども、前年度とほぼ同額となっております。

次に、2 款繰入金3,000万円及び4 款諸収入、1 項給付金、1 目給食費納付金798万3,319 円との合計3,798万3,319円につきましては、本村の運営費の負担額となりますが、これもほぼ前年度と同額となっております。令和4 年度の本村と古殿町との学校給食センター運営に係る負担割合につきましては、本村が40.4%、古殿町が59.6%となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

144ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,390万9,129円につきましては、前年度比141万9,414円の減となっておりますが、これは施設整備の改修等の工事請負費の増額、給食調理業務の委託料の減及び備品購入費の減によるものでございます。

最後、続きまして、認定第9号 令和4 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

149ページをご覧ください。

歳入決算額は、支出済額欄のとおり3,742万1,502円、歳出決算額は支出済額欄に記載のとおり3,732万3,053円、差引残額9 万8,449円となっております。これは、被保険者数が昨年度とほぼ同数程度のため、歳入決算額、歳出決算額もほぼ前年度と同額となっております。

以上をもちまして、認定第1号から認定第9号までの9件につきまして、各会計の決算認定に係る詳細説明とさせていただきます。

監査報告

議長（前田武久君） ここで、令和4 年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

代表監査委員（森 洋君） まず冒頭に、先ほど、令和4 年度健全化判断比率審査意見書の説明のところで、実質公債比率を「前年度対比0.2ポイントほど上回った」と申し上げましたが、これは「0.4ポイント」の誤りでありましたので、冒頭、訂正させていただきたいと思います。

それでは、令和4年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書につきまして、監査委員を代表しご説明を申し上げます。

議案書では、32ページから36ページであります。

第1の審査の実施根拠であります。地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

第2の審査の概要であります。1の審査対象は、(1)の令和4年度鮫川村一般会計歳入歳出決算から、(2)から(9)までの令和4年度特別会計歳入歳出決算並びに(10)の令和4年度各基金の運用状況を審査の対象といたしました。

2の審査期間であります。令和5年8月1日から9日までの延べ5日間実施をしたところであります。

3の審査の手続であります。この決算審査に当たりましては、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、また財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を点検・照合するとともに関係各課等の説明を聴取し、審査手続を実施したものであります。

第3の決算の概要であります。1の各会計の総括では、令和4年度歳入歳出決算の総額は、一般会計と8つの特別会計を合わせますと、歳入総額が49億5,274万6,182円で、歳出総額は46億2,780万2,274円であり、歳入歳出差引額は3億2,494万3,908円となり、翌年度に繰り越すべき財源は1,583万3,000円を差し引いた3億914万908円が次年度への繰越しとなる額であります。

厳しい財政状況の中、自立の村づくりに向けて財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字決算になったことに対し敬意を表するところであります。

一般会計の主な事業として、本庁舎空調設備改修工事、住民税非課税世帯臨時特別給付金、電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金、小型動力ポンプ積載車1台導入、防災マップ作成業務、若者未来創出会議アドバイザー業務、大房地区移動通信用鉄塔施設整備工事、体成分分析装置一式、物価高騰対策支援事業給付金、新型コロナウイルスワクチン接種関連では、健康管理システム改修業務、接種券発行業務、集団接種会場交通誘導業務、集団接種業務、個別接種業務、電子カルテシステム機器一式、さめがわ魅力発信事業業務、肥料高騰緊急対策事業補助金、元気な農業継続支援事業補助金、配合飼料価格高騰対策支援事業補助金、地

形図及び微地形表現図作成業務、鮫川中学校体育館改修工事、ほしぞら映画祭運営業務、鹿角平観光牧場排水路整備工事、飲料水確保対策事業補助金、道路及び河川維持補修工事、戸草地区護岸工事、高校生通学支援金補助金、メール配信システム借料、カメラ付きドアホン設置、公民館2階トイレ改修工事など、国及び県の補助金・交付金を積極的に活用し、住みやすい村づくりの実現に努められました。

徴収関係では、村民税、固定資産税について滞納繰越分を含め204万8,973円の収入未済額となりました。これは、前年度と比較すると32万4,480円の増額となりました。このような傾向は、今後も続くものと推察されます。

納税は国民全てが負う義務であり、収入未済額の解消に向け、引き続き納税推進と納税に対する啓発を行い、税収の確保に努めていただきたいと思います。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

34ページの中ほど、3、国民健康保険特別会計から35ページの10、後期高齢者医療特別会計並びに11の基金会計につきましても、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

36ページの第4、審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算係数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

全会計とも黒字で翌年度へ引き継ぐことは喜ばしいことであり、今後も引き続き効率的な財政運営を図り、村民生活向上のため、各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

以上により、令和4年度鮫川村一般会計及び各特別会計の決算は正当であると認めるものであります。

以上をもちまして、令和4年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

議長（前田武久君） これで代表監査委員の報告は終わりました。

議員派遣の件

議長（前田武久君） 日程第30、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、お手元に配付のとおり議員の派遣を決定しようとするものであります。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合は議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（前田武久君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

20日、21日は午前9時から常任委員会で議案調査を行います。

22日午前9時から現地調査を予定しています。

なお、23日から24日まで休会といたします。25日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時48分）

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和5年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年9月25日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第50号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第51号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第52号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算(第4号)
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第53号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第54号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算
(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第55号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第56号 令和5年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第57号 令和5年度鮫川村集体落排水事業特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第58号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第59号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第60号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決

- 日程第 1 2 議案第 6 1 号 村道路線の認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 1 3 議案第 6 2 号 村道の路線認定の変更について
質疑・討論・採決
- 日程第 1 4 議案第 6 3 号 村道路線の廃止について
質疑・討論・採決
- 日程第 1 5 認定第 1 号 令和 4 年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 1 6 認定第 2 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 1 7 認定第 3 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 1 8 認定第 4 号 令和 4 年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 1 9 認定第 5 号 令和 4 年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 2 0 認定第 6 号 令和 4 年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 2 1 認定第 7 号 令和 4 年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 2 2 認定第 8 号 令和 4 年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 2 3 認定第 9 号 令和 4 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

質疑・討論・採決

日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 同意第 1 4 号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 2 同意第 1 5 号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（9名）

| | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 窪 木 浩 一 君 | 2 番 | 本 郷 弘 義 君 |
| 3 番 | 青 戸 義 之 君 | 5 番 | 森 田 重 男 君 |
| 6 番 | 森 隆 之 君 | 7 番 | 遠 藤 貴 人 君 |
| 8 番 | 北 條 利 雄 君 | 9 番 | 緑 川 茂 君 |
| 10 番 | 前 田 武 久 君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 村 長 | 宗 田 雅 之 君 | 副 村 長 | 鈴 木 大 介 君 |
| 教 育 長 職 代 理 者 | 阿久津 光 市 君 | 総 務 課 長 | 渡 邊 敬 君 |
| 住 民 福 祉 課 地 域 整 備 課 村 づ く り 推 進 室 | 鈴 木 隆 寛 君 齋 藤 利 己 君 矢 吹 かおり 君 | 農 林 商 工 課 教 育 課 長 代 表 監 査 委 員 | 舟 木 正 博 君 星 徹 君 森 洋 君 |
| 会 管 理 者 出 納 室 長 | 鈴 木 千 鶴 子 君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 古館 甚子

書記 我妻 正紀

開議の宣告

議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

議事日程の報告

議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

諸般の報告

議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

お手元に配付しました閉会中の継続調査申出書が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

議案第50号～議案第51号の質疑、討論、採決

議長（前田武久君） 日程第1、議案第50号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例から日程第2、議案第51号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号 鮫川村特産品加工施設等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号～議案第60号の質疑、討論、採決

議長（前田武久君） 日程第3、議案第52号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第11、議案第60号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

私から、議案第59号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算、令和5年度の学校給食センター特別会計の補正について質疑したいと思います。

今回計上されました、議案として出されましたのは、学校給食費無償化についてであります。村長も選挙の中で公約された一つでございます。給食費無償化を実現することで、少子化対策、それから移住・定住、地域活性化につながるということで、私も大切なものだと感じております。一定の成果があるものだと私は思っております。

ただ、これらの無償化を実施するために、これから、今回上げられた、計上されたものは、まず約5か月間くらいですか、の中の230万余りの金額でありますけれども、これらを次年度以降も含めて継続的に無償化する部分については、予算を確保する必要が当然でございます。今回は財政調整基金を活用して行うということではありますが、こういう、この部分で次年度

以降はどのような形でこの無償化の財源を捻出するかということをお聞きしたいと思います。

それから、今回、議案調査させていただきました。その中で、この無償化に対するプロセスの中で、やはりいろんな関係者にいろんな話を、無償化に対する話というのは伺っていないような、私にもちょっと分かりづらかったんですが、予算だけを計上したけれども、それに計上するまでのいろんなプロセスがあまりされていなかったように感じられました。これらはまだ期間がありますから、これから、議案としてこの補正として上げられるわけですが、どのような形で、やはりプロセスというのは大事だと思うんです。

国も異次元の少子化対策でこの給食費無償化を進めようとしていますので、議論もされています。ただ、村でも、これ村長公約されたので、当然できるだけ早くやりたいというお気持ちは分かるんですが、こういうプロセス、やはりこの村内の保護者、学校、それから給食センターの現場のお話、それから教育委員会の組織として、どのようなプロセスを経てこのような提案になったのか、もしやっていないとすれば、これからどうして、実現させるために予算は上がったけれども、ただ単に無償化するだけじゃなくて、やはり最低限、関係者のお話を伺っていくことは必要だと思うんで、その辺ちょっと村長のほうから伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 8番、北條議員の質問にお答えします。

まず、給食費無償化、これは私、選挙期間中、それ以前、議員の代にも多くの若い人から声が上がっていました。例えば、名前は申し上げられませんが、50代の女性の方、この方からは、私たち子育て世代の親は本当に生活が苦しいんですよ。私、当時は副議長だったものですから、副議長さん、何とかそういう面に目を向けて、村のほうに働きかけてくださいというお話がまず一つありました。あと一つは、これは西野の4代のお父さんです。こどもセンターの米飯給食、子供がこれだけの人数しかいないのに、何で村は米飯給食を無償化にしないんですか、これだけの人数の中で、行政として面倒見てくれたらいいんじゃないでしょうかというお話を伺いました。選挙中にも多くいただきました。

そういう思いが私は議員のときからありまして、何とか無償化してやりたい、そういう流れで、今度の選挙戦でもそうです。多くの若いお母さん、お父さん方が、給食費や子育て支援をしっかりとってください、そういうお言葉を頂戴いたしました。そういう思いで、私は給食費無償化を一日でも早くやりたいなという思いで今度提案させていただきました。

この予算の計上ですけれども、これは今度は予備費だと思います。このときは財調も考え

ておりますけれども、もっと予算的に削れるところもいっぱい私はある、議員の中から見ておりますので、そういう削れるところは削って、子供手当に手を加えたいなと、そういう思いであります。

現状、今、若い人がどんどん村外に行っちゃえば、子供がいないところで金を何ぼためても、これ村は維持できないですよ。村を維持するには、将来を担う若い人がいないと、村は存続できない。お金は、確かに財政は大変大事でありますけれども、もっともっと私は大事なものは、現状の若い人、子供たちを維持させる、そういう思いで、給食費無償化、子育て支援の充実をしっかりとやろうという思いで村長になりました。そこは北條議員さんにもご理解をお願いしたいと思います。

また、プロセスなんですけれども、私は、毎日毎日、一日でも早くやりたいと思ったのは、今現状どんどん若い人が村外へ行っているんですよ。そういうのを一日でも早くやらないと、止まらない。それを抑えたいという思いで、プロセスは確かに悪かったとは思いますが、今後反省しますけれども、今後、子育て支援をやる上においては、しっかりと、教育長さんも今度来ていただきますので、教育委員会、各関係としっかりとやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁です。

議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

8番（北條利雄君） ありがとうございます。

今の村長の村長選で訴えられたことで急がれたというのは分かりますけれども、やはり大事な給食費無償化によって、子育て、保護者たちの支援をやる、その気持ちは十分お分かりになります。しかし、やはり担当部署、村側の、それから関係する給食費無償化による関係者との話って、やはり私は大切だと思うんですね。ですから、そのプロセスをお聞きしたわけですが、やはりこのプロセス、早く実施したいというのは分かりますけれども、大事にしていきたいなと思うわけです。

例えば無償化したとして、学校における食育は、私、変化するような気がするんですね。有償であったものが無償になる。当然、ただで食べられるからということになるんですが、そういう部分で食育の変化が、国でも、この前ちょっと国の議論の中を、私、閲覧させてもらったんですが、やはり無償化と有償化で子供たちの考え方が変化すると言っている人が結構いたんですね。じゃ、村は、保護者の経済的負担が軽減されるにしても、そういう部分で、これから食育、どうしてやっていくのかなという話で、疑問な話も出されておしま

した。

そういう部分では、プロセス、今まで今回提出された中ではあまり議案調査でもされていなかったみたいですが、やはりまだ期間がありますので、できるだけ、村長、それから担当する教育委員会もそうですが、やはり保護者、学校、給食センターの現場、こういう人たちの話を聞いて、やはり無償化をいいものに形にして実現していただきたいと思います。その辺もう一度、村長からご答弁いただいでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 本当に食育というのは大事な大事な教育だと思います。私は、食育は、お父さん、お母さん、じいちゃん、ばあちゃんが昔からやるものだと思っておりました。ただ、今、核家族になって、お父さん、お母さんの中で、朝ご飯も食べないで来るような子供もあるという話も聞いております。そういう面においても、しっかりと教育現場で教えていただいで、今後やりたいと思っております。

また、プロセスもしっかりと、北條議員の言うとおりだと思しますので、しっかりと対応していききたいと思しますので、よろしくをお願いします。

議長（前田武久君） ほかに質疑ありませんか。

7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） 私のほうからも、令和5年度歳入歳出補正予算事項別明細書11ページ、10款6項3目27節、給食センター特別会計繰出金230万2,000円について質疑をいたします。

まず、この財政措置ですが、これは蔓延するコロナによる収入減、また、世界情勢の変化による物価上昇を受けての臨時的な財政措置なのか、それとも恒久的な措置なのかをまずお尋ねいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） これは恒久的なものでございます。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） 古殿町が給食費を無償化した際、時の村長でさえ半額補助までしか踏み切れませんでした。恒久的な措置とされるならば、先ほど説明があったように、次年度以降は年間600万円の支出となるが、先ほど説明がありましたように、次年度以降は財政調整基金を支出していく考えだということをお伺いしました。

先ほどの質疑の答弁の中で、まだまだ削れる予算措置があるというようなお答えでしたけれども、一つそういった無駄な予算措置を挙げるとすれば、どのようなものがあるでしょう

か。よろしくお願ひいたします。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 私は議員のときからいろいろ各所を見ておりました。まず一番先に削れるのは、人間的なもの、そういうものに対してまだまだ削れるところがあるのかなと思っております。

議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） 人員ですか、今のは。人員。

村長（宗田雅之君） 給料関係だとか報酬関係で下げられると思っております。

7番（遠藤貴人君） 承知しました。

議案調査の中で、この政策の根拠となるものをお伺いしたところ、こども政策担当大臣から令和5年3月31日付で示された「こども・子育て政策の強化について～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を受けてのものだとお伺いしました。

この素案の10ページ、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化の部分では、確かに「学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う」という記載がされてはいますが、行数にすれば僅か2行の箇条書であります。

このことから、国としてはっきりとした結論は出ておらず、国の方針が決定されていない中で、なぜ拙速に進めるのかをお伺いいたします。子育て支援として国が提案したのであれば、国が財政支援をするべきであり、財政措置がされる時期を見極めて判断することも一考かと感じますが、いかがでしょうか。

議長（前田武久君） 遠藤貴人君、3回終わりね。

村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 私は拙速にやったつもりはございません。今の村の現状、遠藤議員も分かると思いますが、どんどん若い人が、今、村外に行っているのが現状であります。それを一日も早く食い止めなければ、村の存続はないという、そういう思いで、国は国の施策がもちろんありますけれども、村は村の施策、私は私の思いで、一日も早い引き止め策をやりたいという思いで今度出しました。

今後も、子育て施策は、私は村の存続のためには大変重要な施策だと思いますので、議員の皆様としっかりと相談し、もちろん各課とも相談してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（前田武久君） ほかに質疑。

森隆之君。

6番（森 隆之君） 6番、森でございます。

私のほうは、議案第52号、鮫川村一般会計補正予算の中のデマンド交通実証運行業務についてお尋ねしたいと思います。事項別明細書の5ページ、2の1の6の12、デマンド交通実証運行業務917万5,000円、これについてお伺いいたします。

まず、前段言っておきたいのは、これはお年寄りで足のない方、移動ができない方、それに対して措置をするということなんですけれども、私個人の考えとしては、それは大賛成です。もちろん、お年寄りを助けなきゃいけない、交通手段のない人たちにいろんな手を差し伸べなければいけない、それは大賛成なんですけれども、このやり方ですね、デマンド交通の実証実験、実験に関して、今回から補助金もつかないですし、900万をかけて実験をする意味があるのかどうか。

委員会でもお伺いしましたが、基準となるもの、多分4か月間、5か月間実験をして、その基準となるものは1日の利用件数なのか1日の利用人数なのか、これをまずお伺いしたいと思います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） お答えします。

まず、デマンド交通、これはますます高齢化が進んで過疎化がなる中で、お年寄りが免許返納等、そういう状態になったときに一番大切なのは足の確保なんだと思います。その足の確保のためのデマンド交通でありますので、何とかこういう施策は進めていきたいと思いますが、詳しい内容は担当課のほうから説明させます。

議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

副村長（鈴木大介君） じゃ、私のほうから補足のほう説明させていただきます。

まず、財源につきましては、全額村費ということではなくて、3分の1、県のほうから参ります。

あと、ご質問の中で、要はK P I、実績的なものはどういうものにするのかということなんですけれども、利用件数なのか利用人数なのかというお問い合わせですが、こちらについて両方勘案しながら総合的に決めていきたいというふうに考えてございます。

以上となります。

議長（前田武久君） 森隆之君。

6番(森 隆之君) じゃ、その人数の基準というのは何名とか何件というのもまず一点お聞きしたいということです。

あと、デマンド交通、これ実証実験なので、今回、その結果によっては、やりますよ、やりませんよというのを多分決めると思うんですけども、私的にはこの方法以外に、月3回まで無料で利用できるタクシー券とか、タクシー利用した人に対して半額、村で助成しますと、そっちのほうが実用的じゃないのかなと思いますので、そういうのも勘案して、ちょっとこのデマンド交通、実証実験やってやっぱり駄目だったよと、利用率がなかったよとなると、もう本当に何もなくなってしまふ。今後、デマンド交通以外の代わるやつもなくなってしまふので、それをちょっと考えていただいて、まずは人数の基準何人なのか、どうすれば村がゴーサインを出すのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

議長(前田武久君) 副村長、鈴木大介君。

副村長(鈴木大介君) では、今のお話ですが、人数の基準と、デマンド交通ではなくてタクシー券でもいいのではないかという、今、2点ご質問いただきましたので、それにつきましてお答えしたいと思います。

まず、人数の基準ですけれども、現時点で、村としてではなくて、地域公共交通協議会のほうで今後決定していくものというふうに考えてございます。これにつきましては、先行している自治体がございますので、それらの値を参考にしながら決めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、タクシー券ではどうだろうかというお話ですが、まずこちらのデマンド交通の実証実験につきましては、昨年度、全村民を対象にアンケートを行いました。また、全村民を対象にワークショップということで、3回ほどワークショップのほうをさせていただきまして、数多くの方に参加いただく中で、皆様のご意見といたしまして、まずはデマンド交通がいいのではないかというご意見をいただきましたので、その村民の皆様のご意見に基づいて、今回、地域公共交通協議会でデマンド交通の実証実験を行うということにいたしました。

こちら期間につきましては11月からの5か月間ということで、まずはやってみまして、その後、本当にこの方法がいいのかどうか、これは料金も時間帯等も、あと車両の形状等も含めまして、その辺も含めまして、今回、実証実験を行う中で今後につなげていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

6番（森 隆之君） 最後になります。

村民の皆さん、いろいろ質問されて、デマンド交通がいいのかどうかというのは、今はやりですから、聞かれれば、あったほうがいいよねと答えると思います。もちろんそれは当然だと思います。ないよりはあったほうがいい。

ただ、これを運営するために、経費とか人件費、いろいろなことが財政が困難な中で考えられます。なので、この実証実験が終わったときに、この代替りのもの、このままデマンド交通がゴーサインが出ればいいんですけども、代替りのものも今現在考えているのかどうか。

できれば、私の願いとして、駄目だった場合に、これだけ経費をかけてやるわけですから、何かその成果が欲しい。やって駄目だった、はい、終わりですよじゃなくて、やって駄目だったんだけど、違うタクシー券とかそういうのがありますよという代替の案。やっぱりお年寄りで今後利用していく人がいるわけですから、その人たちに対して何か施策をしなければいけない。そこの代替案があるかどうか。私の意見として、ぜひとも代替案をつくって実行していただきたい。それも含めて、まず代替の案があるかどうかお聞かせ願って、終わりにしたいと思います。

議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

村長（宗田雅之君） 今のところ代替案はできていないようなんですけども、今後検討して、森議員の心配ももちろんだと思いますので、みんな検討してやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（前田武久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論があるときは、まず、原案に反対者の発言を許します。

じゃ、討論ある方。

7番、遠藤貴人君。

7番（遠藤貴人君） 私は、ただいま議題となりました令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出補正予算案に対し反対の立場から討論を行います。

ただいまの質疑の中でも、村長自ら、プロセスに問題があった、今後はそういった部分も

きちんと対応していくというようなご発言もありました。

村長の初登庁は8月31日であり、9月上旬は、近隣町村や県庁所在地でもある福島市などへ就任挨拶などの公務を精力的に務める日々が続いていたことと推察いたします。その中で、今回の議会に上程された補正予算書を議員各位が受け取ったのが議会開会およそ1週間前であることを考えれば、給食費無償化は僅か数日で決定されており、次年度以降の財政計画が不透明なこと。給食費無償化を公約として掲げるきっかけとなった国から示された方針の詳細が決定していないこと。

また、9月21日の委員会調査で、給食業務を預かる給食センター所長、担当課である教育課、双方とも施策の方針を十分に示されていないということが浮き彫りとなったこと。PTAなどの団体を通じて、利益を受ける保護者への説明やアンケート調査などを何もしていないこと。保護者が支払った給食費は、村内の生産者や社会福祉法人鮫川福祉会鮫川たんぼぼの家などに支払われ、村内全体の経済循環になっていることなどの仕組みの理解が保護者や家庭に十分に進んでいないこと。

これらの理由から、保護者負担が年間3万円の給食費をこのタイミングで補助しても、浮いたお金を教育に使っていただける根拠に乏しく、そのお金を教育に使っていただいてこそ、本来の子育て支援たるものであると考えています。

選挙に掲げて勝ち抜いてきた公約ですので、実現していただきたい思いですが、これらのことから、機が熟したとは言い難く、さらなる議論の醸成が必要であると判断したことから、本補正予算案に反対の討論といたします。

議長（前田武久君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、緑川茂君。

9番（緑川 茂君） 私は賛成の立場から討論を申し上げます。

この学校給食センターの無償化の問題、これは過去何回となく議題に上り、そして十分な議論を重ねてきた経緯があるものと承知をしております。当然、村長も議員のときから無償化は訴えていたものと思っております。

今、村のこの現状を考えた場合に、少子化と、それから若者世代の村外への流出問題、こういったことは非常に、今、村の人口減少などを考えた場合に本当に喫緊の課題であり、これに対応すべき対策として、この子育て世代に対する支援策、これは必要であります。とりわけ、この中でも、この学校給食費の無償化、これはすぐにできる対策であるものと思っております。

今、本当にこの村の現状、本当、皆さん危機感が足りないと思います。とにかくこの減少、この近隣でもどこでも、どこの町村も減少はしております。ただ、村のこの減少、この減少率が異常であります。このまま放置しておいてよろしいでしょうか。これはやはりできるものからすぐにやるということが必要なのだと私は思っております。

この給食費の問題、金額にすれば、600万ですか、そういう金額でございますので、幾らも捻出するといえますか、できるものだと思います。そういったことから、とにかくできるものからやる。

そして、この子育て支援策、これは、親の負担を軽減して子育てしやすい環境をつくるということは非常に重要なことであります。こういったことで村長も公約に掲げながらやってきた問題でございます。それに対して、若い世代、子供を持っている世代、非常に関心を持っておりまして、すぐにやってもらいたいというようなことで推移を見守っている現状でございます。

そういったことを一刻も早くやりたい、こういったことからすると、やはり来年度からなどという悠長なことではないかと思えます。もう即刻できるものは、一日でも早く、一か月でも早くやるのが、今の村の現状を考えた場合に、すべきであるというふうに思います。

以上でございます。

議長（前田武久君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 令和5年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 令和5年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(前田武久君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(前田武久君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号の質疑、討論、採決

議長(前田武久君) 日程第12、議案第61号 村道路線の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(前田武久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(前田武久君) 討論なしと認めます。

これから議案第61号 村道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(前田武久君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号の質疑、討論、採決

議長（前田武久君） 日程第13、議案第62号 村道の路線認定の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号 村道の路線認定の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号の質疑、討論、採決

議長（前田武久君） 日程第14、議案第63号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号 村道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第9号の質疑、討論、採決

議長（前田武久君） 日程第15、認定第1号 令和4年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定
についてから日程第23、認定第9号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号 令和4年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第2号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算
認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第3号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算
認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第4号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第5号 令和4年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第6号 令和4年度鮫川村集体落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第7号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第8号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第9号 令和4年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

閉会中の継続調査申し出について

議長（前田武久君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、鮫川村議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時52分）

議長（前田武久君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時53分）

日程の追加

議長（前田武久君） お諮りします。

ただいま村長から同意第14号から同意第15号までの2議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1及び追加日程第2とし議題とすることに決定しました。

同意第14号の上程、説明、採決

議長（前田武久君） 追加日程第1、同意第14号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、ただいま議題にありますこの案について、地方自治法第117条の規定によって、阿久津光市君を除斥といたします。

阿久津光市君、退場願います。

〔教育長職務代理者 阿久津光市君 退場〕

議長（前田武久君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、同意第14号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

教育委員は市町村長が議会の同意を得て任命することになっており、現在、鮫川村教育委員会の委員の定数は条例で3名とされております。

今回、教育委員として任命したい方は、大字西山にお住まいの阿久津光市氏でございます。住所、生年月日は記載のとおりであります。

阿久津氏は、平成27年10月1日から現在まで2期目の教育委員として、また、平成30年11月1日からは教育長職務代理者として令和5年9月30日までの任期でご尽力をいただいているところでありますが、さらに4年間、村教育委員会委員としてご活躍をいただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間となります。

以上で同意第14号の提案理由とさせていただきます。原案にご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います

が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第14号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

阿久津光市君の入場を求めます。

〔教育長職務代理者 阿久津光市君 入場〕

同意第15号の上程、説明、採決

議長（前田武久君） 追加日程第2、同意第15号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

村長（宗田雅之君） それでは、同意第15号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

今回、教育委員会教育長に任命したく議会の同意を求める方は、現在、埴町にお住まいの藤田充氏であります。住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

藤田氏は、大学卒業後、昭和57年4月から教壇に立っておられまして、昭和60年4月からの3年間は鮫川村中学校に在籍され、直接、本村の学校教育にご尽力をいただきました。また、福島県教育庁に長年在籍され、義務教育課指導主事、教育振興課管理主事、県教育長、教育次長などを歴任され、教育者として文部科学大臣表彰、教育功労者として瑞宝双光章を授与されるなど、福島県の教育行政を牽引された方であります。

本村の教育の振興にもその手腕を発揮していただけるものと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

であります。

なお、任期につきましては、令和5年10月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、前任者の在任期間であります令和8年8月31日までとなります。

以上で同意第15号の提案理由とさせていただきます。原案にご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第15号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第6回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時01分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和5年9月25日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 森 隆 之

署 名 議 員 遠 藤 貴 人